

平成 29 年度
老人保健事業推進費等補助金
(老人保健健康増進等事業分)

福祉用具の適切な貸与に関する普及啓発事業
報告書

平成 30 年 3 月

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

はじめに

福祉用具は、利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう、生活機能の維持又は改善を図り、状態の悪化防止に資するとともに、介護者の負担軽減を図る役割を担っています。

福祉用具貸与について、「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成 28 年 12 月 9 日社会保障審議会介護保険部会）において、利用者が適切に福祉用具を選択できるよう、「福祉用具専門相談員が、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格等を利用者に説明することや、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することを義務づけることが適当である」とされました。

福祉用具専門相談員は、利用者や介護者が適切な福祉用具を選定するにあたり、情報提供する役割を担っている重要な専門職として、これらの新たな制度改正に対応し、より質の高い福祉用具貸与サービスを提供することが求められます。

本事業は、福祉用具専門相談員に新たに義務付けられる内容について、有識者ならびに福祉用具専門相談員によって構成される検討委員会での議論や、福祉用具貸与事業者による試行運用およびヒアリング、福祉用具専門相談員へのアンケート調査を踏まえて、「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」（以下、「（選定提案）」という。）を作成し、その運用方法等を整理しました。また、全国各地での説明会等を通じて普及啓発を図り、平成 30 年度の介護保険改正時に事業所が対応できるよう資料等の作成を目指しました。

本事業で作成した（選定提案）と、「『ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）』作成ガイドライン」が大いに活用されることを期待します。

おわりに、本事業の実施において、ご協力いただいた検討委員会の委員の方々、並びにふくせん会員の福祉用具専門相談員の方々には厚く御礼申し上げます。

目次

第1章	本事業の実施概要	1
1.	本事業の背景	1
2.	本事業の目的	1
3.	本事業の実施方法	1
	(1) 全国平均貸与価格等の説明や複数商品の提示に関する論点整理	1
	(2) 「ふくせん福祉用具サービス計画書」様式変更に関する検討	1
	(3) 普及啓発委員会の開催	2
	(4) 普及啓発活動（説明会等）の実施	2
	(5) 検討委員会の設置・開催	2
	(6) 報告書作成、普及啓発リーフレット及びホームページ作成、 成果の普及啓発等	2
4.	本事業の実施体制	3
	(1) 委員一覧	3
	(2) 会議開催日程・主な議題	4
5.	検討の手順	5
第2章	「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の様式の検討	6
1.	様式の作成方針の検討	6
2.	「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の様式の設計	7
3.	福祉用具専門相談員へのヒアリング	7
	(1) ヒアリングの流れ	7
	(2) ヒアリングで得られた意見	7
4.	「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の様式の修正	8
第3章	「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の検証	9
1.	検証の方法	9
	(1) 福祉用具専門相談員における試行運用の実施	9
	(2) 全国福祉用具専門相談員協会 会員へのアンケート調査	9
2.	福祉用具専門相談員における試行運用の実施	10
	(1) 実施概要	10
	(3) 実施結果	12
3.	全国福祉用具専門相談員協会 会員へのアンケート調査	19
	(1) 調査概要	19
	(4) 調査結果	21
第4章	「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の普及啓発	29
1.	普及リーフレットの作成	29

2.	普及啓発委員会の設置	29
3.	HCR におけるワークショップ	29
4.	全国各地での説明会	30
第 5 章	様式の確定とガイドラインの作成	31
1.	「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の様式の確定	31
(1)	「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の位置づけ	31
(2)	「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の構成	33
2.	「『ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）』 作成ガイドライン」の作成	37
(1)	ガイドラインのねらい	37
(3)	ガイドラインの構成	37
第 6 章	総括	38
1.	「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の作成	38
2.	「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の普及啓発	38
3.	今後の課題	38
別添資料 1 「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」作成ガイドライン		
別添資料 2 ふくせんサービス計画書（選定提案）リーフレット		
別添資料 3 国際福祉機器展 2017 出展者プレゼンテーション チラシ		
別添資料 4 全国 4 ヶ所での説明会 募集チラシ		
別添資料 5 「福祉用具・機器展示会」説明会案内		

第1章 本事業の実施概要

1. 本事業の背景

福祉用具は、利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう、生活機能の維持又は改善を図り、状態の悪化防止に資するとともに、介護者の負担軽減を図る役割を担っている。福祉用具専門相談員は利用者や介護者が適切な福祉用具を選定するのにあたり、情報提供する役割を担っている重要な専門職である。

「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成 28 年 12 月 9 日社会保障審議会介護保険部会）において、利用者が適切に福祉用具を選択できるよう、「福祉用具専門相談員が、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格等を利用者に説明することや、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することを義務づけることが適当である」とされ、平成 30 年度の介護保険制度改正において、これが義務付けられることとなった。この改正は、利用者が自立支援と状態の悪化の防止に資する適切な福祉用具を選択できるように、福祉用具貸与のサービス提供過程の見える化を促すものである。

2. 本事業の目的

本事業では、福祉用具専門相談員に新たに義務付けられる内容について、「ふくせん福祉用具サービス計画書」の様式変更やその他の具体的な実施方法等を整理するとともに、全国で説明会等を通じて普及啓発を図り、平成 30 年度の介護保険改正時に各事業所が対応できる資料等を作成することを目的とする。

3. 本事業の実施方法

(1)全国平均貸与価格等の説明や複数商品の提示に関する論点整理

全国平均貸与価格等の説明や複数商品の提示に関する検討及び必要な論点整理を行うことを目的とし、平成 25 年に当協会が実施した「福祉用具専門相談の質の向上に向けた調査研究事業」の論点整理及び「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」を足掛かりとし、具体的な方法論を検討した。

また、福祉用具専門相談員が全国平均貸与価格等の説明や複数商品の提示にあたって整理が必要な点や、「ふくせん福祉用具サービス

計画書」の様式変更について、福祉用具貸与事業所及び有識者等へのヒアリングを行った。

(2)「ふくせん福祉用具サービス計画書」様式変更に関する検討

全国平均貸与価格等の説明や複数商品の提示に関して、福祉用具専門相談員が利用者や介護者に適切な説明が実施できるような「ふくせん福祉用具サービス計画書」の様式変更を検討した。福祉用具専門相談員に対するヒアリング調査を実施し、様式の検討を行った。また、一般社団

法人全国福祉用具専門相談員協会（以下、「本会」という。）会員に対して、簡易アンケート調査を実施した。

(3) 普及啓発委員会の開催

全国平均貸与価格等の説明や複数商品の提示に対応するための「ふくせん福祉用具サービス計画書」の様式変更について、関係者への普及啓発等を行うために、全国の福祉用具専門相談員で構成される普及啓発委員会を 1 回開催した。

(4) 普及啓発活動（説明会等）の実施

福祉用具貸与事業所、及び福祉用具専門相談員を対象として、平成 30 年度制度改正に対する準備を促すことを目的として、「ふくせん福祉用具サービス計画書」の様式変更や利用者や介護支援専門員への説明方法等に関する普及啓発活動（説明会等）を行った。

全国 4 ヶ所を中心に説明会を実施し、制度改正および「ふくせん福祉用具サービス計画書」の様式変更等について説明するとともに、参加者に対するアンケートを実施した。また、全国で開催される展示会等での普及啓発のためのリーフレット等の資料を配布した。

(5) 検討委員会の設置・開催

本事業の推進、成果の取りまとめ等について検討を行うため、有識者、福祉用具専門相談員、福祉用具関係者、他の専門職等から構成される検討委員会を設置し、3 回開催した。

(6) 報告書作成、普及啓発リーフレット及びホームページ作成、成果の普及啓発等

本調査研究事業の結果を取りまとめて、報告書、普及啓発リーフレット及びホームページを作成した。関係機関へ報告書の配布、全国の福祉用具専門相談員等へ普及啓発リーフレットの配布、ホームページの周知等を実施した。

4. 本事業の実施体制

(1) 委員一覧

検討委員会の委員構成は以下のとおりである。（平成 30 年 3 月末現在）

＜検討委員会 委員＞（五十音順、敬称略、◎は委員長、○は副委員長）

伊藤 広成	一般社団法人日本福祉用具供給協会 事務局次長
梶 友希乃	世田谷区 高齢福祉部介護保険課 保険給付係
久留 善武	一般社団法人シルバーサービス振興会 事務局長
五島 清国	公益財団法人テクノエイド協会 企画部長
◎ 白澤 政和	桜美林大学大学院老年学研究科 教授
濱田 和則	一般社団法人日本介護支援専門員協会 副会長
○ 東畠 弘子	国際医療福祉大学大学院 教授
肥後 一也	株式会社カクイックスウィング 鹿児島営業所 課長
松井 一人	公益社団法人日本理学療法士協会 理事
山下 和洋	株式会社ヤマシタコーポレーション 代表取締役
○ 渡邊 慎一	一般社団法人日本作業療法士協会 制度対策部 福祉用具対策委員長
渡邊 英和	株式会社フジックスハートフル 代表取締役

＜オブザーバー＞

小林 毅	厚生労働省老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修指導官
平嶋 由人	厚生労働省老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修係長
岩元 文雄	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 理事長

＜事務局＞

山本 一志	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 事務局長
中村 一男	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 事務局
柳田 磨利子	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 事務局
三井 裕代	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 事務局
江崎 郁子	エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社 社会公共政策部
今野 亜希子	エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社 社会公共政策部
杉本 南	エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社 社会公共政策部

(2)会議開催日程・主な議題

委員会は下記の通り、3 回開催した。

図表 1-1 委員会の主な議題

時期		回	議題
平成 29 年	8 月 2 日	第 1 回	● 本事業のねらいについて ・ 事業実施計画書 ● 事業実施計画検討 ・ 事業の全体構成、スケジュールの確認 ● 福祉用具サービス計画書 様式の検討 ・ サービス計画書見直し方針の検討 ・ (選定提案) (案) の検討 ● 普及啓発活動について
	9 月 5 日	第 2 回	● (選定提案) (案) の検討 ・ 様式について ・ 様式の運用、ガイドライン記載内容について ● (選定提案) (案) の検証について ・ 福祉用具専門相談員における試行運用の実施案 ・ ふくせん会員による試行運用 ・ 実施方法およびアンケート項目案の検討 ● 普及啓発活動について
平成 30 年	2 月 7 日	第 3 回	● (選定提案) (案) の検証について ・ 福祉用具専門相談員における試行運用の報告 ・ ふくせん会員へのアンケートの結果報告 ● (選定提案) (最終案) の確認とガイドラインの検討 ● 普及啓発活動について

5. 検討の手順

本事業では、下記の手順に沿って、制度改正に対応した（選定提案）の様式の検討を行った。

はじめに、有識者や福祉用具専門相談員へのヒアリング結果に基づき、利用者に対して全国平均貸与価格の説明や、複数の商品を提示する際に活用する「ふくせん福祉用具サービス計画書」の様式案を作成した。

次に、様式案を国際福祉

機器展（HCR）で発表し、さらに全国各地で説明会を開催するなど、普及啓発を行うとともに、現場で試行的な運用に基づく検証を行った。

検証結果を踏まえて、様式（案）を見直し確定した。合わせて、確定した様式を活用するためのガイドラインを作成した。

1. 様式（案）の検討

- ① 有識者、福祉用具専門相談員への事前ヒアリング結果にもとづき、様式（案）の検討【第1回委員会】
- ② 福祉用具専門相談員へのヒアリングにより、検討した様式（案）を用いた業務の実態や具体的な運用を想定した検討
- ③ ②の検討を経た修正案を第2回委員会に提示し、検討した様式（案）を確定

2. 検討した様式（案）の発表・普及

- ① 国際福祉機器展（HCR）（平成29年9月28日）にてワークショップを開催し、検討した様式（案）および様式の利用方法について発表
- ② 全国4ヶ所（東京、大阪、福岡、宮城）で説明会を開催
- ③ 展示会等での説明会等を実施
- ④ 普及・啓発に向けた資料を作成

3. 検討した様式（案）の検証、現場での運用の確認 → 確定

- ① 一部の福祉用具専門相談員に検討した様式（案）での試行運用（（選定提案）の作成、利用者への説明）を依頼
- ② ふくせん会員に対して、検討した様式（案）に関する意見や課題等をWebアンケートとして収集
- ③ 上記①②および説明会等でのアンケート結果を踏まえて、（選定提案）（暫定版）修正案を検討
- ④ 「『ふくせん福祉用具サービス計画書』（選定提案）」作成ガイドラインを作成
- ⑤ 第3回委員会での議論を踏まえて、検討した（選定提案）様式を確定

第2章 「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の様式の検討

1. 様式の作成方針の検討

「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成 28 年 12 月 9 日社会保障審議会介護保険部会）において、利用者が適切に福祉用具を選択できるよう、

「福祉用具専門相談員が、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格等を利用者に説明することや、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することを義務づけることが適当である。」

とされたことに対応するため、「ふくせん福祉用具サービス計画書」の標準様式の見直しを行った。

見直しの方針として、

- ① 「ふくせん福祉用具サービス計画書（利用計画）」の様式を改変する
- ② 商品の選定プロセスを記載するシートを別途作成する

の 2 案について検討を行った。

「当該商品の全国平均貸与価格等を利用者に説明」すること、「機能や価格帯の異なる複数の商品の提示すること」に対応するために、①の方針をとった場合、計画書上にさらに多くの内容が記され、利用者にとってわかりにくくなることや、貸与事業者が使用しているシステム改修等、事業者負担が大きいことが想定されたため、現在の様式はできるだけ変更せず、②商品の選定プロセスを記載するシートを別途作成することとした。

また、②の様式を作成するにあたって、検討委員会等での議論の結果、下記の方針を決定した。

- ・ 複数商品の提示や全国平均貸与価格の説明を行い、それらを対外的に証明し得る書類を作成する。
- ・ 対外的な証明のための方法や様式は、特定のものに限定しない（本事業では、全国福祉用具専門相談員協会が標準的な様式を提案するが、事業者独自の様式や、現在の「ふくせん福祉用具サービス計画書」の様式に必要事項を記載する形もあり得る）。
- ・ 「機能や価格帯の異なる複数の商品の提示」における『機能』とは、商品の選定を行う際に考慮すべき機能（function：物のはたらき・役割）をさすものとする。
- ・ 候補として複数提示された商品はすべて記録する。
- ・ 提案した商品の全国平均貸与価格等は、説明した内容とともに記録、保管する。
- ・ 全国平均貸与価格や複数の商品の提示方法は、タッチパネル等のモバイル機器で提示することも想定できる。この場合には、利用者や利用者家族が自身で参照できるように Web ページの URL 等を記載することが望ましい。

2. 「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の様式的设计

「1. 様式の作成方針の検討」を踏まえて、（選定提案）（暫定版）を作成した。

（選定提案）（暫定版）では、様式の上段に、福祉用具が必要な理由を記載し、下段に、候補となる福祉用具の機種名、全国平均貸与価格、貸与価格、提案する理由、説明方法、採否を記載する欄を設けた。

3. 福祉用具専門相談員へのヒアリング

(1) ヒアリングの流れ

（選定提案）（暫定版）を一部の貸与事業者に所属する福祉用具専門相談員に送付し、①既存の利用者を例として（選定提案）を作成すること、②利用者への説明の試行運用を依頼した。

上記の試行を通じて気づいた点について、福祉用具専門相談員にヒアリングを行った。

(2) ヒアリングで得られた意見

福祉用具専門相談員へのヒアリングでは様式、運用について様々な意見が得られた。以下にその一部を抜粋する。

図表 2-1 主なヒアリング結果

1. 様式	
全体について	・ 「ふくせん福祉用具サービス計画書」との重複部分が多く、利用者から見て、様式の位置づけがわからない。 ・ 全体的に、欄と文字が小さいので、大きく書けるようにして欲しい。 ・ 誰に関する書類か判別できよう、利用者名の記載欄は必要。
福祉用具が必要な理由	・ 相談時の内容を記載すると捉えた場合、「相談内容」「提案内容」とした方が、記載方法の方が実際の現場には合っている。
提案する福祉用具機種名	・ 型番を記入すると長くなるので、TAIS コードを記入してもよい。 ・ 型番の記載を必須としてはどうか。 ・ 列の幅が狭い。 ・ どの枠に何を入力するか不明確に思える。 ・ 「提案する福祉用具」の下段には、記号を交えても実際型番・品番らしきものを記載しておくとう分かりやすい。 ・ 「提案する福祉用具」→「商品名」と変更してもよい。 ・
提案する福祉用具の全国平均貸与価格	・ 最頻価格があれば全国平均貸与価格の説明を行ないやすいケースがあるのではないかな。

提案する理由	・ 「懸念事項」にどの程度のことを書けばよいかわかりにくい
説明方法	・ 選択性になっているが、項目の文字が小さくて読みにくいいため、記入方式が良い。
2. 運用について	
作成時期	・ 現場では、利用者から相談を聞きながら候補となる福祉用具の複数提案を行っているため、提案書のような書類作成は後付けになってしまう可能性がある。手書きであれば、その場で記入することも可能であるが、手書きに対応した書式にすべき。 ・ 状況によっては納品時に作成および提示が間に合わないことがあると思うが、説明内容をもとに事後作成でも問題はないか。

4. 「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の様式の修正

「3. 福祉用具専門相談員へのヒアリング」により得られた意見を踏まえて、（選定提案）（暫定版）を修正した。

主な修正点としては、記入しやすさのために、種目や価格等の記入欄の構成を変更した。

修正した（選定提案）（暫定版）を用いて、現場での試行運用ならびに普及啓発活動を行った。

第3章 「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の検証

1. 検証の方法

(1) 福祉用具専門相談員における試行運用の実施

福祉用具専門相談員に対して、実際の利用者の福祉用具選定時に（選定提案）（暫定版）（※）を使用してもらい、実際の運用面での課題や気づき、使用してよかった点などの意見を聴取することにより検証した。

※試行運用には、9月末時点の（選定提案）（暫定版）を用いた。

(2) 全国福祉用具専門相談員協会 会員へのアンケート調査

全国福祉用具専門相談員協会の会員を対象として、インターネット上でのアンケート調査を行い、（選定提案）（暫定版）に関する意見を聴取した。また、普及啓発活動（第4章参照）の説明会への来場者に対して、同様のアンケート調査を実施した。

2. 福祉用具専門相談員における試行運用の実施

(1) 実施概要

a. 試行運用への参加事業者（五十音順）

下記の 5 事業者に所属する福祉用具専門相談員に試行運用を依頼した。

- 株式会社カクイックスウィング
- 株式会社サカイ・ヘルス케어
- 株式会社フジックスハートフル
- 株式会社ヤマシタコーポレーション
- 株式会社ライコム・コーポレーション

b. 試行運用期間

2017 年 10 月～11 月

c. 試行方法

試行参加事業者において、下記の要領に従い、実際に新規の利用者に対して福祉用具を選定する過程で、（選定提案）（暫定版）を用いた提案、説明を行った。

- ① 1 事業者につき、新規の利用者（2～3 名）に対して、（選定提案）（暫定版）を作成する。
- ② 作成した（選定提案）（暫定版）を用いて、利用者に対して、候補となる複数の福祉用具を提案するとともに、全国平均貸与価格の提示を実施する。
- ③ 作成時、説明時の状況を踏まえ、意見や疑問点、懸念事項等を「ご意見シート」に記入する。
- ④ 下記の 3 点を、事務局に提出する。
 - 作成した（選定提案）（暫定版）
 - 当該利用者の「ふくせん福祉用具サービス計画書」（基本情報、利用計画）
※いずれも個人情報は削除する。
※機種名は具体的な商品名を、貸与価格は事業所における実際の価格を記載。
 - ご意見シート

d.ご意見シートの項目

下記の項目を記載する「ご意見シート」を配布し、試行運用を行った福祉用具専門相談員からの意見を聴取した。

- ① （選定提案）（暫定版）の様式について
 - ・ 例示の内容に対するご意見やご要望
 - ・ その他、様式やリーフレットについてお気づきの点
- ② 利用者への説明について
 - ・ 利用者様への説明方法
 - ・ 説明を受けた利用者様の反応、ご質問とそれに対する対応内容
 - ・ （選定提案）（暫定版）に対する利用者様のご意見（あれば）
 - ・ 今後、想定される利用者様からのご質問とそれに対する対応方法など
 - ・ 実際に（選定提案）に基づいて説明を行ったことによる利点、今後想定される利点、気づいた点など
 - ・ その他、利用者様への説明についてお気づきの点
- ③ （選定提案）（暫定版）の作成について
 - ・ 試行運用における実際の手順
 - ・ （選定提案）の作成に要した時間
 - ・ 運用において困ったこと、負担が大きかったこと
 - ・ 一連の手順を進める上で迷ったことやわかりにくかったこと、今後運用する上での疑問点
 - ・ 介護支援専門員からの意見や反応（ある場合）
 - ・ 運用に関して、今後生じうる問題、課題
 - ・ 運用方法に対するご意見
 - ・ その他のご意見

e.意見の聴取

事業者の代表である福祉用具専門相談員に対する合同ヒアリングを実施し、意見を聴取した。

(3) 実施結果

a.事例の提供数

試行に参加した事業者ごとの事例提供数は以下のとおりであった。

株式会社カクイックスウィング	18 件
株式会社サカイ・ヘルス케어	2 件
株式会社フジックスハートフル	2 件
株式会社ヤマシタコーポレーション	3 件
株式会社ライコム・コーポレーション	2 件

b.福祉用具専門相談員からの意見と対応

試行運用に参加した福祉用具専門相談員から得られた意見について、概要を図表 3-1 に、具体的な内容を図表 3-2 に示す。それらの意見に対応し、(選定提案)(暫定版)の修正や、「『ふくせん福祉用具サービス計画書(選定提案)』作成ガイドライン」への反映を行った。

図表 3-1 試行運用を実施した福祉用具専門相談員からの意見の概要と対応

項目	意見	対応
様式	● 文字や欄の大きさが小さい。	● 様式中の文字や記入欄の大きさを修正。
記入する内容	● どのような内容を書くべきかわかりにくい。	● 「『ふくせん福祉用具サービス計画書(選定提案)』作成ガイドライン」に、各欄に記入する際の考え方、記載の方法を提示。
運用	● (これまでに、福祉用具の選定の過程で、複数機種を提案していた福祉用具専門相談員は) 利用者に候補となる機種を説明、概ね問題がなく使用できた。 ● (利用計画) との差異を利用者に理解してもらいにくい。 ● 「ご利用者がより積極的に福祉用具の選定に関われる」「選定に納得していただける」など、利用者にとってメリットもある。 ● 急な納品時にどのように対応したらよいか疑問である。	● 利用者にとってのメリット、急な納品時の対応に関する内容を、「『ふくせん福祉用具サービス計画書(選定提案)』作成ガイドライン」に記載。

図表 3-2 試行運用を実施した福祉用具専門相談員からの具体的な意見

項目	ご意見
1. 選定提案（暫定版）の様式について	
例示の内容に対するご意見やご要望	実際に運用が始まる際にはいろいろな種類の例示があると助かる。
	懸念事項の例示がほしい。
	「福祉用具が必要な理由」の欄が「・・・したい」という表記になっており、「理由」というより「ニーズ」となっている。
	車椅子の例示の仕方について、上段の車椅子の説明は「さらに足のせの取り外しができる機能があることで・・・」のほうが、下段の車椅子と比較しやすい。＊途中まで一緒の説明なので、変化する部分をより強調してみてもどうか。
その他、様式やリーフレットについてお気づきの点	文字が小さく読みづらい。
	理由などの表現方法が以前よりわかりやすい表現となっている為、ご家族にとっても理解し易いと感じる。
	種目ごとの選定数が多い場合、「必要な理由」から「提案する福祉用具」という流れが分かれてしまうと利用者が理解しづらいので、必要な理由→提案する商品と括りを一緒にしてはどうか。
	「説明方法」について、説明を受ける側は、「提案する理由」の説明方法と理解され、貸与価格の説明としたい場合は理解され難い。
	専門用語を使用しない等の注意事項の記載があっても良い。
	文字の大きさやフォントが全て同じであるため、見にくい。文字の大きさや濃さなどを明確にする必要がある。
	番号が分かりづらいので色分けなどができると分かりやすい。
	2 商品ずつ少し色分け等を行えば、もっと利用者にもぱっと見て分かり易い書類になる。
	署名欄をもう少し大きくしてほしい。
	文字が多くなると少し見にくくなる。
記入の際の懸念事項、疑問点	説明方法欄について、「機種の機能や特徴」と「全国平均貸与価格」についてそれぞれ別方法を用いて説明した場合、どちらを優先して記載すればよいか。
	提案する理由の記述に関して、身体や生活状況を評価して「どのように適合するから提案する」といった具体的な理由は述べなくても良いのか。また、「〇〇は出来ませんが～」といった文言を説明の中に取り入れてもよいのか。
作成した感想	商品を選定する前のアセスメントをこれまで以上にしっかり行わないと選定提案は作成できないと感じた。また、福祉用具サービス計画書作成前の商品選定段階でご説明する際の書式としては問題無く使用できた。

項目	ご意見
	事前に担当介護支援専門員に説明し、理解を得た上で情報を収集しなければ、しっかりとした選定提案作成は難しいと感じた。今回は、事前に趣旨をお伝えできていたため、情報収集には困難さを特に感じなかった。 利用計画作成時に、【何故、この商品だったのか】を記入していかなければいけないと感じた。 記載すべき事項が厳選されており、作成の手間はそこまで多くなかった。
2. 利用者への説明について	
利用者への説明方法 (何をを用いて、どのような順序で説明したか)	依頼が来た段階で、実物をもって訪問し説明。 用意が間に合わない物や車両積み荷スペースの関係で持参できない物はカタログにて説明。 ネット画面を用いて説明した。(説明文も整理されている為、理解しやすい) 自社レンタルカタログ、実物等を用いて、口頭での補足説明。 提案書を利用者・介護支援専門員・当社分3枚印刷し、説明時に全員一斉に渡した。 デモ日に(選定提案)について、契約日に計画書について説明した。前者は実機デモ説明時に、提案書とカタログを用いて説明した。 新規の利用者でしたので(選定提案)のみでなくサービス計画書からのご説明をさせていただきました。実際の計画書及び選定理由書を用い、内容を説明しながら読み上げました。 可能な限り実物を持って行き、実際に触った上で決めてもらい、持って行かなかった場合はカタログなどで説明をした。その後、作成した(選定提案)を基に提案した理由と価格の説明をしました。 2機種実物を準備して実際に使い比べをして頂いた。その後、(選定提案)を用いて、その2機種を選び提案したか理由を説明した。
説明を受けた利用者の反応、ご質問とそれに対する対応内容	金額の違いについて質問があった。各社でサービス内容等が異なる事や商品の特性からご利用者への適合状況をご説明し、ご納得頂きました。 選定に至る複数商品の提案に関しては、通常の流れの為質問等は全くありませんでした。 複数提示があることで選ぶことができるのが良かった。 今回は多くの実物を持ってきてもらったが実際にカタログなどだけでの説明ではなく実物が見たいという方も多いのではないかと意見があった。

項目	ご意見
	全国平均貸与価格と自社貸与価格に差が大きかった商品について問い合わせをいただいた。最頻価格を提案理由覧に記入し説明実施、またレンタルいただく分のすべての商品で全国平均貸与価格と自社貸与価格を対比させトータルで比較した場合にはほぼ全国平均貸与価格と同等であることを説明し、ご納得いただいた。 商品の特徴を文面と現物・カタログ・WEBで確認できることと、類似商品でも細かな違いを理解して頂く事ができ、貸与に関して納得されたご様子だった。 利用者やご家族からは、他の商品を知らなかったのもので、選べるという所では良かったとの意見があった。
今後、想定される利用者からのご質問とそれに対する対応方法など	価格が安くならないのか等の要望や、安い機種を選ばれるケースが出てくる。 本人に適した商品を選定したいが、複数提示することで金額が安いタイプはないかとニーズからかけ離れたことを質問される場合もある。福祉用具専門相談員として、しっかりした発言、適正なアドバイス、選定、説明力等をスキルアップさせる必要がある。 追加であれば、これまで行なってきた説明の中に、複数提案が加わるため、反応や質問はあるかと思われる。 金額面だけで判断され、同意を頂けない可能性がある。その事により、紹介をした介護支援専門員への不信感に繋がらないか心配である。事前の打ち合わせを必須にする仕組みとなれば解決につながり得る。
実際、(選定提案)に基づいて説明を行なったことによる利点、今後想定される利点、気づいた点	言葉だけで説明するより、文書化にする事で寸法や分かり難かった事が理解して頂けた。 決定して頂く事で利用者本位との立場が確立されると思われる。選定に対する本人の意向・意志確認が明確になった。 複数商品から選んだという事で安心感と理解して使って頂ける。 金額の違いと機能の違いそれぞれが、商品を比較することでわかりやすくなる。 選定の工程を聞いていただけるようになり、お客様へかかる時間が多くなり、良い仕事ができると思った。しかし、関係性の構築がしっかりとできてないと難しいとも感じた。 状態が変わった時には他にもいろいろな用具があることについて利用者が安心される。 これまで経験から感覚的に商品を選定し案内しましたが、(選定提案)を作成し説明させて頂く事でこれまで以上にアセスメントをしっかり行い(選定提案)に文章化する事で福祉用具専門相談員のレベルが上がると感じた。 ご利用者やご家族、介護支援専門員にいろんな福祉用具を知ってもらういい機会になる。

項目	ご意見
	選定までのプロセスが明確になり、選定のエビデンスも今まで以上に明確に提示することができた。 提案書を提示することでより商品の説明をする機会や時間が持てるのでご利用者の福祉用具に対する意識も高まる。 複数提示することで自身では気付かなかった商品の利点や利用方法なども気付けるかもしれません。 複数提案を行うと、少し違和感があったり、使い勝手が悪かったりした場合に、もう一つの提案をした商品の方がいいのかもと気付きやすくなるので、利用者にとっては利点になると思います。 今後、利用者から商品を変更したい等の要望があった際、ADLに大きな変動がない場合、もし利用者から以前キャンセルになった商品を指定されたとしても、この提案書を根拠に説明し、無駄な納品が減らせる可能性がある。 従来は言葉だけの説明であったが、書類に残す事で担当者不在時でも緊急時などの対応が円滑に行えるのでは。 初回訪問の場合、商品の取扱い説明や契約書説明を受けるだけでも大量の情報が飛び交います。種目が多数に及ぶ場合には、追加で情報をお伝えしなければならないため、全ての説明が本当に必要となるのか疑問です。 選定商品のご説明が多ければ利用者様が混乱する場合も想定されると感じました。 説明する時間が長くなる分、説明を聞く煩わしさを感じる方が増えると思う。独居や施設入所の利用者のご家族が県外にいらっしゃる場合の説明はどのように行なえば良いのか。 カタログ上やWEBなどで説明すると実物のイメージがわきにくいように感じた。実物を持っていくことが難しい福祉用具は、大きさなどをメジャー、マスキングテープなどを使って説明した。 （選定提案）がある事で商品を提案した理由が明確化され、担当者が変更になった場合も情報が共有できる点は良いと思います。
3. 選定提案の作成について	
試行運用における実際の手順	介護支援専門員より連絡を受け状態を聞き取り→事前訪問を行い聞き取りにてアセスメント、今回の試行運用説明、承諾→介護支援専門員にも承諾→提案書作成、提案書説明→後日訪問（担当者会議）にて微調整アセスメント→提案書説明→納品時に介護支援専門員同行にてサービス計画書作成に同意。 他サービス変更の担当者会議に出席したときに、車いす機種変更の相談を受け、（選定提案）をその場でカタログ等を示しながら行いました。その後納品時に（選定提案）を介護支援専門員さんにご利用者ご家族に順番に見てもらい、現場で説明後、サービス計画書まで署名い

項目	ご意見
	いただきました。 介護支援専門員同行で新規訪問時に、事前情報から予測した手すりを持っていき、現物と比較商品はカタログで説明。決定品の計画書・提案書を後日作成し、署名等を頂きました。 介護支援専門員から相談を頂いた際に今回の試行運用のお話をさせて頂き、介護支援専門員、ご利用者様共に了承を頂きました。介護支援専門員からまず基本情報やサマリーを受領し、訪問前に打ち合わせを行いました。2機種商品を選定し、（選定提案）を作成。後日、担当者会議を開催し、2機種商品を実際に試して頂き（選定提案）のご説明を行いました。商品決定。サービス計画書を作成し再度、サービス計画書のご説明を行いました。 相談→訪問→選定→選定書作成→納品→説明。選定後に介護支援専門員に相談。 担当者会議時にカタログにて提案後に現物を後日お持ちしデモンストレーション。 現物をお持ちした時も介護支援専門員が同席し、利用者に利便性・価格を再度ご説明 介護支援専門員から相談→現物とカタログを持参して訪問（（選定提案）・福祉用具の計画書も持参）→選定・納品→後日、介護支援専門員と同行しサービス担当者会議→その後介護支援専門員からマスタープランの交付を受けた。
（選定提案）の作成に要した時間	（10分程度、20～30分、1時間とばらつきが見られた）
運用において困ったこと、負担が大きかったこと	手間が増え業務が煩雑化するため、さらに一層の効率化が必要と感じた。 今後どの商品に対しても、別商品の提案を行わなければいけないとなると負担が大きいのと感じました。 運用に関しては、今までの福祉用具サービス計画書作成の工程とさほど変わりはないと思われる。
一連の手順を進める上で迷ったことやわかりにくかったこと、今後運用する上での疑問点	どのタイミングで提案書を説明するのか。 複数商品の提案文章、機種がどこまで入れ込んで良いのかに迷った。 複数案提示は行っている、（選定提案）の作成自体があとづけになることがあります。 特殊寝台付属品の介助バーやサイドレールの提案に迷ってしまいました。 今後、契約を行う段階で追加や非選定が生じた場合等、お客様に提示したものを持ち帰り再度作成しなおし、再提示しなければならないのか。追加される商品の平均価格をその場で調べ説明を行った上で、契約時に正書を再度説明する方法でいいのか。

項目	ご意見
	緊急による福祉用具納品の場合、（選定提案）をご利用者様・ご家族様に説明するプロセスがないためどのように運用すればよいのか。
介護支援専門員からのご意見や反応（ある場合）	相談員の商品確認、作成時間への心配の声や介護支援専門員の情報聴取の詳細さが求められる事への不安の声があった。ただ、情報の詳細を共有する事で一体感、連帯感を持てるとの事もありました。
	その利用者に、何故この商品を貸与するのかが分かるので有り難い。
	商品知識がまだあまりない介護支援専門員でしたので、複数提案することで知識を増やすことが出来、再選定をするときの参考にもなると言われた。
	複数提示されることで福祉用具専門相談員がきちんと選定しているといった印象があります。
	今まで以上に書類を作成し説明義務を負うとなると、福祉用具専門相談員と説明を受ける利用者家族の労力は、大変なものになるのでは。
運用に関して、今後生じる問題、課題（貴事業所に限らず、他の事業者で生じる課題も含む）	一度決まった福祉用具でも「使ってみると違った」やそもそも何点か持っていた福祉用具がすべて合わなかったなどが発生したら、また同じ事をするとても手間がかかると感じました。
	1事案の作業工程が増えるため、依頼案件が複数重なると時間的にも精神的にも負担が大きくなる。
	実際に書類作成と一工程増えた事でご利用者宅へ訪問する回数が増え、業務負担が増える事が考えられます。業務負担が増えた事でサービス質低下に繋がらないようにするのが今後の課題。
	手すりを複数連結して提案する際、例えば3商品で提供する物に対し、複数提案として平行棒など1商品で提供する物の提案書の作成はどのようにすれば良いか？
	「貸与価格」の比較に起因するトラブルが考えられる。
運用方法に対するご意見	運用をうまく行うために、福祉用具の提案選定においては事前のアセスメント、フェイスシートなどでの情報提供が欠かせないことを介護支援専門員に十分理解して頂く必要を感じる。 介護支援専門員協会に対して、福祉用具専門相談員への基本情報等の提供が必要であることの周知徹底をお願いしたい。
その他のご意見	退院前のご利用者様なども多数いるため、医療機関の医療ソーシャルワーカーからの基本情報等など提供が可能となれば、しっかりとしたアセスメントが可能になるのでは。

3. 全国福祉用具専門相談員協会 会員へのアンケート調査

(1) 調査概要

本会会員（約 2,200 人）に対して、インターネット上でのアンケート調査の説明と URL を記載したメールを送付し、「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）（暫定版）」の様式や運用への疑問点等を聴取するためのアンケート調査を実施した。また、普及啓発活動（第 4 章参照）の説明会への来場者に対して、同様の項目を含んだ紙面でのアンケート調査を実施した。

a.実施方法

- ①インターネット経由のアンケート
- ②説明会会場での紙面アンケート（即日回収）

b.調査実施時期

- ①インターネット経由のアンケート：2017 年 10 月～12 月
- ②説明会会場での紙面アンケート：説明会実施日（後述）

c.アンケート項目

下記の 8 項目について、選択式または自由記述で尋ねた。

図表 3-3 福祉用具専門相談員へのアンケート項目

問 番号	問	選択肢
Q1	（選定提案）（暫定版）の構成はわかりやすいですか。	1. わかりやすい 2. まあまあわかりやすい 3. 普通 4. ややわかりにくい 5. わかりにくい
Q2	リーフレットの説明は、（選定提案）（暫定版）を作成する際に知っておくべき基本的な記載内容を網羅していると思いますか。	1. 十分に網羅している 2. 概ね網羅している 3. 普通 4. 説明がやや不足している 5. 説明が不足している
Q3	（選定提案）（暫定版）の項目について、すべての項目を記入できると思いますか。	1. すべて記入できる 2. 概ね記入できる 3. 記入が難しい項目が多い

問 番 号	問	選択肢
Q4	「Q3」で「概ね記入できる」または「記入が難しい項目が多い」と答えた方にお尋ねします。どの項目の記入が難しいですか。選んだ項目について、その理由も記入してください。	1. 福祉用具が必要な理由 2. 貸与を提案する福祉用具の種目名、品目名 3. 貸与を提案する福祉用具の機種名または TAIS コード 4. 貸与価格 5. 全国平均貸与価格 6. 提案する理由 7. 説明方法
Q5	(選定提案)(暫定版)を作成するのに、どのくらい時間が必要と思われますか。	1. 15 分未満 2. 15 分以上 30 分未満 3. 30 分以上 1 時間未満 4. 1 時間以上
Q6	(選定提案)(暫定版)を作成する際に、どのような資料があると良いと思いますか。「その他」を選んだ場合は、具体的な内容を記入してください。	1. リーフレット (暫定版リーフレットの修正版) 2. 作成ガイドライン (報告書レベルの説明) 3. 作成ガイドブック (「サービス計画書作成ガイドブック」のような詳細なマニュアル・書籍) 4. 記入例集 5. その他
Q7	(選定提案)(暫定版)を作成した際にどのようなことが期待されますか。「その他」を選んだ場合は、具体的な内容を記入してください。	1. 候補となる福祉用具の特徴や機能を利用者に分かりやすく説明できる 2. 選定の過程を「見える化」することができる 3. 介護支援専門員や他の専門職と、以前より密に連携を図ることができる 4. 福祉用具の選定過程や選定理由について、介護支援専門員の理解が得られる 5. その他
Q8	(選定提案)(暫定版)の運用について、どのような不明点がありますか。	(自由記述)

(4) 調査結果

a. 結果の概要

ふくせん事務局からの呼びかけに応じて Web アンケートに参加した福祉用具専門相談員（ふくせん会員）の 344 人、普及啓発活動（第 4 章）の説明会参加者 351 人、合計 695 人から回答を得た。

（選定提案）（暫定版）の構成については、「わかりやすい」「まあまあわかりやすい」「普通」の合計が全体の 91%であった。（図表 3-5）

リーフレットの説明について、（選定提案）（暫定版）を作成する際に知っておくべき基本的な記載内容を「十分に網羅している」「概ね網羅している」「普通」の合計が 96%であった。（図表 3-6）

（選定提案）（暫定版）の項目について、89%が「すべて記入できる」「概ね記入できる」と答えていたが、1 割は「記入が難しい項目が多い」と回答していた。（図表 3-7）「概ね記入できる」または「記入が難しい項目が多い」と回答した人に対して、記入が難しい項目を尋ねたところ、全国平均貸与価格が 30%、提案する理由が 15%、福祉用具が必要な理由が 14%であった。（図表 3-8）

（選定提案）（暫定版）を作成するのに必要と思われる時間は、15 分以上～1 時間未満が 86%であった。（図表 3-9）

（選定提案）（暫定版）を作成する際には、あると良い資料としては、記入例集が 55%、作成ガイドブック（『福祉用具サービス計画作成ガイドブック』のような詳細なマニュアル・書籍）が 52%、作成ガイドライン（報告書レベルの説明）が 40%、リーフレット（暫定版リーフレットの修正版）が 36%であった。（図表 3-10）

（選定提案）（暫定版）を作成した際にどのようなことが期待されることとして、「選定の過程を『見える化』することができる」が 52%、「候補となる福祉用具の特徴や機能を利用者に分かりやすく説明できる」が 45%、「福祉用具の選定過程や選定理由について、介護支援専門員の理解が得られる」が 39%であった。（図表 3-11）

b.結果の詳細

図表 3-4 回答者の内訳 （単位：人（％））

有効回答者数	695	
Web アンケート	344	49%
説明会（仙台）	89	13%
説明会（東京）	60	9%
説明会（大阪）	125	18%
説明会（福岡）	77	11%

図表 3-5 構成のわかりやすさ

Q1.（選定提案）（暫定版）の構成はわかりやすいですか。		
回答	人	%
わかりやすい	178	26%
まあまあわかりやすい	259	37%
普通	196	28%
ややわかりにくい	41	6%
わかりにくい	19	3%

図表 3-6 リーフレットの記載内容

Q2. リーフレットの説明は、（選定提案）（暫定版）を作成する際に知っておくべき基本的な記載内容を網羅していると思いますか。		
回答	人	%
十分に網羅している	139	20%
概ね網羅している	341	49%
普通	186	27%
説明がやや不足している	20	3%
説明が不足している	7	1%

図表 3-7 項目の記入可能性

Q3. (選定提案) (暫定版) の項目について、すべての項目を記入できると思いますか。		
回答	人	%
すべて記入できる	331	48%
概ね記入できる	278	41%
記入が難しい項目が多い	74	11%

図表 3-8 記入が難しい項目

Q4. 「Q3」で「概ね記入できる」または「記入が難しい項目が多い」と答えた方にお尋ねします。どの項目の記入が難しいですか。選んだ項目について、その理由も記入してください。（回答数：352 人）		
回答	人	%
福祉用具が必要な理由	51	14%
貸与を提案する福祉用具の種目名、品目名	40	11%
貸与を提案する福祉用具の機種名または TAIS コード	41	12%
貸与価格	29	8%
全国平均貸与価格	105	30%
提案する理由	54	15%
説明方法	43	12%

図表 3-9 作成に必要な時間

Q5. (選定提案) (暫定版) を作成するのに、どのくらい時間が必要と思われますか。		
回答	人	%
15 分未満	37	5%
15 分以上 30 分未満	280	41%
30 分以上 1 時間未満	308	45%
1 時間以上	58	8%

図表 3-10 作成に必要な資料

Q6. (選定提案) (暫定版) を作成する際に、どのような資料があると良いと思いますか。「その他」を選んだ場合は、具体的な内容を記入してください。		
回答	人	%
リーフレット (暫定版リーフレットの修正版)	253	36%
作成ガイドライン (報告書レベルの説明)	279	40%
作成ガイドブック (『福祉用具サービス計画作成ガイドブック』のような詳細なマニュアル・書籍)	363	52%
記入例集	380	55%
その他	51	7%

図表 3-11 選定提案を作成することによる期待

Q7. (選定提案) (暫定版) を作成した際にどのようなことが期待されますか。「その他」を選択した場合は、具体的な内容を記入してください。		
回答	人	%
候補となる福祉用具の特徴や機能を利用者に分かりやすく説明できる	310	45%
選定の過程を「見える化」することができる	363	52%
介護支援専門員や他の専門職と、以前より密に連携を図ることができる	194	28%
福祉用具の選定過程や選定理由について、介護支援専門員の理解が得られる	269	39%
その他	53	8%

図表 3-12 運用についての不明点

Q8. (選定提案) (暫定版) の運用について、どのような不明点がありますか。(自由記述)		
回答	人	%
回答あり	95	25%
回答なし	520	75%

※自由記述の内容は次ページ以降に掲載

図表 3-13 自由記述内容のまとめ

分類	内容
急な納品時の運用への疑問	急な納品で事前にアセスメントが出来ず、初回訪問と納品が一緒になった時の記載方法。
	事務処理が増加する事、緊急な納品の際に複数商品を選べないケースも考えられる。
	緊急依頼時（当日納品の場合）では事後処理にならないか不安。
	突然の退院で選定時間が少ない時には意味のない作業となる事。
	時間をかければ対応は可能と思うが、ケアプランが後から追いつく緊急事例や選定の余地が無いケースでもエビデンスとして残す必要性があるか疑問がある。
	緊急依頼や、介護支援専門員も情報が無い場合での納品時の作成のタイミングが事後とならないか。
利用計画との違いが不明瞭	（選定提案）と利用計画の内容に明確な違いがあれば理解できるが、重複する内容が多いようにもとれます。明確な違いが良く分かりません。
作成時の記載の程度への疑問	提案理由をどこまで細かく記入しなければいけないか。また、全国価格との開きがある際に利用者への説明が難しい
提案する理由の記入方法	（選定提案）分をもらう日付のタイミングや急遽、必要となったときも利用者に複数提示が必要と思うが、機種指定で自分が利用者に不適切と感じたときは不適切な理由を書いた方が良いのか？これも提案の一部と考えている為。
	また、最近現場で感じることですが、ヘルパーの高齢化により、「安全に、より安全でなければサービスできない」という理由から本人が要らないという手すりをデモしてほしいと依頼されることがあるが、このような場合の理由はどのように書けば良いのでしょうか？
	選択商品を列記するようになっているが、選択肢が多くなった時に、一目でわかるような記述が必要と思われる。
作成の時期	作成のタイミング（が不明）
	アセスメント→デモ→契約と3回の訪問で完成させる事になると思うのですが、事務局は、作成時間や作成日数はどのくらいと考えているか。
	説明日、作成日と実際アセスメントの依頼をいただいた日や納品日との兼ね合い。
	どの段階の比較商品を記入するのか。フロアベッドの様なキャラクターが明確で高額な商品を話題に出した時点で記入すべきか、最終2択を記入すべきかが不明。サイドレールと介助バーで迷った時の記入方法も明確でない。
	現場レベルで考えると理想的な順序通りにいかないことが多々あると予想されるため、どのようにしていくべきか考えさせられる。

分類	内容
	(選定提案)の前にアセスメント表が必要と考えます。こういった身体状況、環境でどのような問題があり改善する為に必要な福祉用具の提案を行った過程を残すべきだと思います。提案書、計画書では身体状況の変化等が見えにくい。
作成、保管の義務	作成義務、一定期間の保管義務があるのか。
計画書の更新時の運用	計画書の更新時(介護保険更新時)にも(選定提案)の作成は必要なのか。用具の導入時だけで良いのか。
	既存の利用者はどうなるのか？
	継続中のプランについての作成義務は4月1日以降にサービス内容の見直しを行う際に都度でしょうか？
対象となる福祉用具	選定した商品すべてにおいて複数提示しなければいけないのか？(選定提案)に記載した内容をそのまま利用計画の選定理由に充てることはできるのか？
	付属品の品目が無い手すりの固定金具などについても複数品の提示を行う？本体のみの複数提示でOK？
	説明方法は数パターンあるとは理解していますが、一品目ごとに記載する必要はあるのでしょうか。
	複数機種の記載は絶対なのか。 ベッドを別メーカーで2機種提案した場合、 付属品の介助バーなどはメーカーごと、さらに複数機種記載しなければならないのか。
	複数提案の際の実務上の問題として、自社以外の商品の説明について、 取扱いが無い場合、カタログでの内容説明やタブレット等しか紹介できない上に、取扱いが自社に無い関係でその商品に疎く、商品説明が適切に出来なくなる可能性がある。また、仮に利用者がその自社以外の商品を希望した場合、取り扱えない商品を貸与出来ないという問題が起こる可能性がある。
ニーズや目標との対応	ひとつの問題点に対し、提案内容により必要な福祉用具の品目が変わる場合、それぞれの品目に対し複数の商品を提案しなければならないのか。
付属品への運用	①付属品(ベッドサイドレールなど)の運用が特に難しい。⇒長短のサイドレールを希望された時、複数提案は困難かもしれません。 ②現場での流れとのギャップをどう埋めていくか。
	同一機種のバージョン違いの提案(2M.3M等)の際、付属品の別種提案が行いにくい。付属品としての複数提案でダメな理由が不明。
介護支援専門員との連携	「福祉用具サービス計画書(基本情報)について」介護支援専門員からの情報提供がなければ作成できないケースあり。
	相当な時間をかけて、(選定提案)を作成することで、介護支援専門員や他の専門職と以前より密に連帯を図れるようになるとは考えにくい。

分類	内容
交付の義務	改訂版の計画書は、すべてを介護支援専門員に配布しなければいけないのか？
	軽微な変更の場合は、不要なのか、変更しなければいけないのか？
	居宅介護支援事業所に提出する必要があるのか。
現時点では判断できない	実践してからでないと具体的に何が解らないかの材料が無い為、今後、走りながら運用を行ってゆく。
	特にありません。（運用してみないと分からないこともあり、弊社の問題はシステムや人手の問題、人事や営業のスタイルの方が順調といえないところに問題が多いです。）
	理解できているつもりですが、実行してみないと課題は表出しないと思われます。試行⇒必要に応じた修正が可能な体制と期間が必要と考えます。
署名・捺印の必要性	（選定提案）について署名、押印は必要か。
	（選定提案）にも署名・捺印が必要ではないのか。ただ作成するだけでは時間の無駄。しっかりと説明し、確認したというサインをもらう事は必要だと思う。
利用者・介護支援専門員の理解	他サービスも書類が多いので、利用者・介護支援専門員に本来の目的通り理解して頂く事が可能か疑問に思う。
	平均価格を利用者の方がどう理解すれば良いのかが全く見えてきません。
	利用者・家族・介護支援専門員にどれだけ関心を持ってもらえるのか。必要性を感じているかどうか。これだけの分量の作業で得られる効果があるのかどうか。
	全国平均価格と利用予定の業者の価格差が分かることは良いと思うが、利用者や家族にとっては、余計迷いを生じることになると思われる。結果、わからないのでお任せしますにならないか？そうすると専門相談員の作成時間のみ取られないか心配です。
	特にありませんが、もう少し簡素化しないと利用者にとっては理解が出来ない書類となるような気がします。
	介護支援専門員の理解が乏しいため、意味をなさない。 好き嫌いで事業所を選定する傾向があるため、根本は介護支援専門員が中立公平である必要がある。 福祉用具貸与の位置づけ自体がただのレンタルサービスとしか認識していない書類集めに翻弄する介護支援専門員には無意味。事業者の死活問題でもある以上、関係各所は真剣に考えるべきである。
	本来は、ニーズが利用者からあがるはずだが、PT の意向が主になっていることがある。福祉用具を希望する「ニーズ」が誰からの希望であり、それが家族、あるいは本人が理解又は望むニーズなのかどうかかわかるような様式(チェック欄等)が追加されるべきではないかと思う。
	利用者がどこまで理解できるかが不明。

分類	内容
	福祉用具サービス計画書を介護支援専門員に開示が義務付けられるが、介護支援専門員がどこまで求めているか不明である。専門相談員の立場であれば内容を重視されることを期待する。ただの紙と思われるのは本意ではない。
記入への支援の要望	作成例を何パターンか示して頂きたいです。
	Q 6 の問いあるように、作成する際のガイドラインがあれば、貸与業者間のレベルの均一が保てると思いますので、ぜひ、お願いしたいところです。
	ご利用者さんの身体状況や生活環境は 100 人おれば 100 通りなので、その方に合わせて作成するには時間がかかる。事例集など参考になる物があれば助けにはなるが、（選定提案）の作成はさらに記録にかける時間を多くする。又、介護支援専門員にしっかり伝わるのか。

第4章 「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の普及啓発

（選定提案）（暫定版）を各地域の貸与事業者に普及させ、平成30年4月開始に向けた運用準備を行なうことを目的として、普及啓発委員会の設置、国際福祉機器展（HCR）におけるワークショップの開催、各地での説明会、普及リーフレットの作成を行った。

1. 普及リーフレットの作成

（選定提案）（暫定版）に基づき、普及啓発用のリーフレットを作成し、説明会会場で参加者に配布した。

2. 普及啓発委員会の設置

平成29年9月28日14時半より、全国の福祉用具専門相談員（ふくせんのブロック長等）を対象者として、普及啓発委員会を設置した。

普及啓発委員会では、福祉用具貸与に関する平成30年度の介護保険制度の見直しの説明、（選定提案）（暫定版）の説明と、全国4ヶ所の説明会への参加依頼、説明会等の実施依頼を行った。

また、普及啓発委員会の委員は、厚生労働省が平成29年9月28日に発出した事務連絡「一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会が主催する説明会・研修会の協力について（福祉用具の見直し関係）」に基づき、全都道府県にて研修会・展示会等を開催した。

3. HCRにおけるワークショップ

平成29年9月28日10時30分より、HCR2017にてワークショップを開催し、福祉用具貸与に関する平成30年度の介護保険制度の見直しの説明を行うと共に、（選定提案）（暫定版）について説明した。

開催日時	平成29年9月28日10時30分～11時30分			
ワークショップテーマ	介護保険制度改正に伴う福祉用具貸与サービスの対応			
講演者	東畠 弘子	検討委員会	副委員長	
	渡邊 愼一	検討委員会	副委員長	
	濱田 和則	検討委員会	委員	
	梶 友希乃	検討委員会	委員	
	小林 毅	厚生労働省	老健局	高齢者支援課
			福祉用具・住宅改修指導官	
	岩元 文雄	本会理事長		

4. 全国各地での説明会

下記の全国4ヶ所において、（選定提案）（暫定版）に関する説明会を開催した。開催した日時と会場は下記の通りである。

	開催場所	開催日時	講師	参加者数
東京会場	TKP 品川カンファレンスセンター	平成29年 11月21日	東畠 弘子 副委員長	67名
大阪会場	大阪府社会福祉会館	平成29年 12月22日	渡邊 慎一 副委員長	157名
福岡会場	カンファレンス ASC	平成30年 1月19日	渡邊 慎一 副委員長	99名
宮城会場	エル・パーク仙台 セミナーホール	平成30年 2月13日	東畠 弘子 副委員長	112名

また、下記の展示会においても、説明会を開催した。

	開催場所	開催日時	講師	参加者数
福祉用具・ 機器展	札幌市教育文化会館	平成30年 2月22日 14時～16時	岩元 文雄 理事長	180名
同上	同上	平成30年 2月22日 16時30分～ 18時30分	岩元 文雄 理事長	80名

第5章 様式の確定とガイドラインの作成

1. 「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の様式の確定

第2章「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の様式の検討、第3章「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の検証、第4章「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の普及啓発を踏まえて、（選定提案）の様式を確定した。

(1) 「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の位置づけ

（選定提案）は、福祉用具専門相談員が利用者に対して福祉用具を提案するにあたり、貸与の候補となる福祉用具について、

- 「当該商品の全国平均貸与価格等の説明」
- 「機能や価格帯の異なる複数の商品の提示」

などにより具体的な機種を検討する際に用いることを想定した。

（選定提案）は、利用者から相談内容を聞き取った上で、候補となる福祉用具を利用者に提案、説明し、その過程を見える化することを目的として作成した。従って、（選定提案）は、「ふくせん福祉用具サービス計画書（基本情報）」（以下、「（基本情報）」という。）と「ふくせん福祉用具サービス計画書（利用計画）」（以下、「利用計画」という。）の間に位置づけられる。

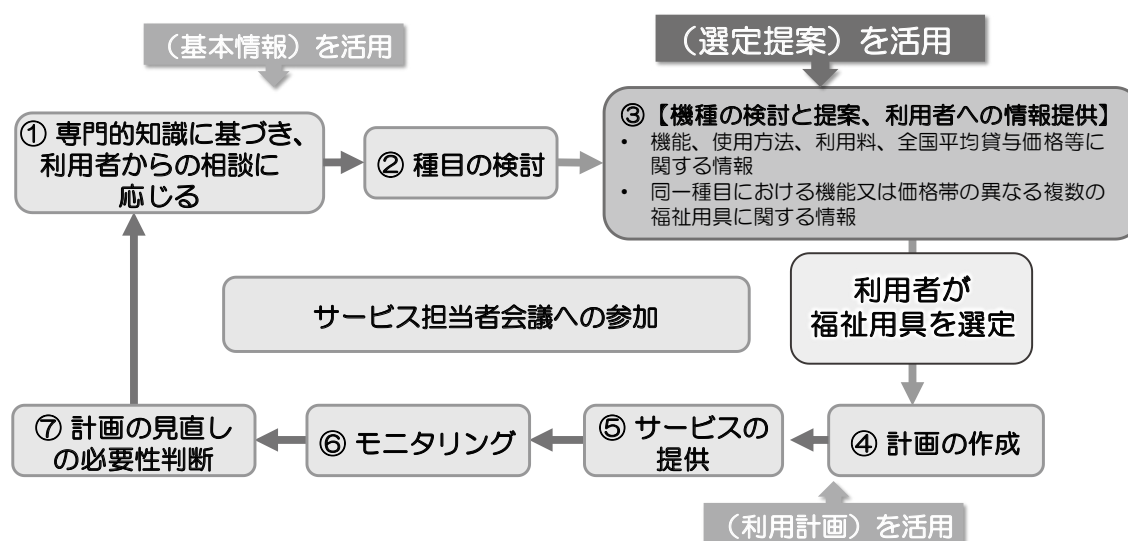
本会では、福祉用具貸与サービスの質の向上の観点から、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（以下、「運営基準」という。）に位置付けられた福祉用具貸与計画書に相当する様式として、「ふくせん福祉用具サービス計画書」として、（基本情報）、（選定提案）、（利用計画）の3つのシートを一体的に運用することを推奨する。

図表 5-1 「ふくせん福祉用具サービス計画書」の3つのシート

The figure displays three sheets of the 'Fukusen Welfare Equipment Service Plan Form'. The first sheet, '基本情報' (Basic Information), contains fields for user details, consultation date, and a table for listing recommended equipment with columns for item name, function, and price. The second sheet, '選定提案' (Selection Proposal), features a table for comparing different equipment models based on function and price. The third sheet, '利用計画' (Utilization Plan), includes a table for recording the utilization of equipment, with columns for item name, utilization date, and duration. Each sheet has a header section with form identification and user information.

（選定提案）は、利用者に貸与しようと福祉用具の種目の候補が決まった後で、具体的な提案品目（商品名）を検討する際に用いる。つまり、（選定提案）に記載されるのは、候補となる福祉用具を利用者に対して提案、説明を行う内容である。平成 30 年度の制度改正では、提案する種目（付属品含む）について、①候補となる福祉用具の全国平均貸与価格等を説明し、②機能や価格帯の異なる複数の福祉用具を提示することを義務付けていることから、①②に必要な事項を記載出来るようにした。

図表 5-2 福祉用具の支援プロセスにおける（選定提案）の位置づけ



(2) 「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の構成

a.（選定提案）を構成する項目

（選定提案）を構成する項目は下記の通りとした。具体的な様式は、別添資料 1 付録 2.に示す。

図表 5-3 記入項目と記入内容

項目名	記載内容
福祉用具が必要な理由	利用者からの相談内容、介護支援専門員からの依頼内容などを整理し、貸与する福祉用具を検討する根拠とする。
種目	13 種目の種目名を記載します。手すりや車いすなど、使用場所を区別する必要がある場合は、括弧内に記入する。
提案機種名（商品名）	候補となる福祉用具の機種名を記載する。
貸与価格（円）	当該の機種の、事業所における貸与価格を記載する。
全国平均貸与価格	当該の機種の、全国平均貸与価格を記載する。 全国平均貸与価格は、厚生労働省の提示する情報を用いる。
提案する理由	当該の機種が、貸与される福祉用具の候補として提案される理由を記載する。 記載する内容には、下記に挙げるような項目がある。 ・ 利用者が困っていることや、利用者の希望、利用者の状態を踏まえた、当該の福祉用具との整合 ・ 利用環境との整合を踏まえた機能等 ・ 留意事項等
説明方法	候補として挙げられた福祉用具の説明方法を記載する。 例として、カタログ、Web ページ、TAIS ページ、実物等がある。
採否	貸与が決定した機種を区別できるように印をつける。 例：○／×、✓

b. 「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」を作成する際の考え方

（選定提案）を作成する際の考え方は、以下のとおりとした。

① 「福祉用具が必要な理由」

福祉用具専門相談員は、福祉用具に携わる専門職として、専門的知識に基づき相談に応じて、福祉用具が必要な理由を具体的に検討し、適切な福祉用具を提案する。可能な限り、その居宅において、有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及び、置かれている環境を踏まえ、福祉用具が必要な理由を明確にする。

② 「貸与を提案する福祉用具」種目、提案品目（商品名）、機種（型式）／TAIS コード

福祉用具専門相談員は、アセスメントの結果や、①の「福祉用具が必要な理由」を踏まえて、利用者に適した福祉用具の機種を複数挙げ、記載する。ここでは、①を踏まえて、利用者に貸与する福祉用具の種目を定めた後、具体的な機種を検討する。貸与しようとする福祉用具（種目）に対して、複数の商品の提示が必要である。

このため、他の専門職から機種について具体的な意見が示される場合であっても、他職種の意見も尊重しつつ、福祉用具専門相談員としての専門的知識に基づいて、利用者にとって適切と考えられる機種を提案する。

③ 「貸与を提案する福祉用具」貸与価格、全国平均貸与価格

福祉用具貸与価格は、保険給付における公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付する仕組みとされているが、平成 30 年 10 月から全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行うこととなる。後者の、貸与価格の上限設定については、全国平均貸与価格に 1 標準偏差を加えることで算出される額が上限となる。従って全国平均貸与価格を上回っていても、上限設定の額以下であれば、貸与することができる。

ここでは、福祉用具専門相談員は、利用者が適切な福祉用具を選択できるよう、貸与価格や当該商品の全国平均貸与価格について説明する必要がある。貸与の候補となっている福祉用具について、必要に応じて上限設定の価格や最頻価格を示しながら、貸与価格に関して利用者に説明するとともに、福祉用具の機能に加えて、サービスの内容とそれに応じた価格等の、選択できる情報を提供しなければならない。

④ 「貸与を提案する福祉用具」提案する理由

提案する理由には、利用者に当該の機種を提案する理由を記載する。記載に当たっては、利用者の希望・困りごと、利用する環境などを踏まえた上で、なぜその機種が、「利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具」と考えるのかを整理し、他の候補となる機種との比較検討が可能となるよう機能や特徴の違いなどを明示する。

c.作成において注意が必要な場合

(選定提案)の作成において注意が必要な場合として、以下のとおり想定した。

① 付属品の扱い

車いす付属品、特殊寝台付属品についても、複数提案を行う。したがって、提案する福祉用具の種目に、付属品(特殊寝台付属品、車いす付属品)がある場合は、貸与の候補となる複数の機種を記入する。

本体(特殊寝台、車いす)によって、付属品が1機種に定まる場合には、本体の候補を複数提案し、これに対応する付属品をそれぞれ提示する。この場合は、本体に対応する付属品が1機種に定まっていることを、「提案する理由」に記入し、利用者にも説明する。

② 他に流通している商品が確認できない場合の扱い

他に流通している商品が確認できない場合^{注)}には、その旨を「提案する理由」に記入し、利用者に説明する。

なお、運営基準第二百二条には、「指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。」と定められている。

(注) 自社の取り扱いがないということは含まない。

d.「ふくせん福祉用具サービス計画書(選定提案)」の運用

(選定提案)の運用については、以下のように想定した。

(選定提案)は、福祉用具専門相談員の記録のためだけに作成するものではなく、記載した内容、特に、「貸与を提案する福祉用具」について、種目、提案品目(商品名)、機種(形式)、TAISコードとその特徴、全国平均貸与価格、実際の貸与価格を、利用者に対して説明するためのものである。

全国平均貸与価格については、厚生労働省が公表するデータを用いて、貸与の候補となる福祉用具の全国平均貸与価格及び当該福祉用具の貸与価格を提示する。

貸与を提案する福祉用具の機種や特徴については、カタログやモバイル機器、実物等を活用して、各機種を貸与する福祉用具の候補とした理由を説明する。カタログやモバイル機器を用いて説明する際には、利用者や家族が後に確認できるように、カタログの頁数や型番号、WebページのURLなどを記入することが望ましい。

e.「ふくせん福祉用具サービス計画書(選定提案)」の説明、同意と交付

(選定提案)の利用者への説明、同意と交付については、以下のように想定した。

平成30年度の介護保険制度改正により、福祉用具貸与計画を作成した場合には、当該福祉用具貸与計画を利用者および当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならないこ

となった。この改正に対応し、（利用計画）では、同意署名欄の記載を改めている（別添資料 1 付録 3.参照）。

計画書を交付する際には、（利用計画）の内容（貸与する福祉用具の機種、選定理由、留意点等）について説明を行い、同意を確認する。この時に、（利用計画）の前段階で（選定提案）についても作成し、内容の説明を行ったことについて利用者の同意を得る。

同意が得られたら、利用者本人が（利用計画）の同意欄の□にレ点をつけ、同意を得た日付と利用者の署名をする。利用者が署名することが難しければ、家族等が代理で署名し、代筆者名とその続柄等を記載する。

また、介護者には、利用者が福祉用具を利用する際に見守る、介護者自身が福祉用具を操作するなどの場合があるため、説明時にはできる限り同席してもらう。

2. 「『ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）』作成ガイドライン」の作成

（選定提案）の作成にあたって留意すべき内容や考え方を整理した資料として、「『ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）』作成ガイドライン」を作成した。

(1) ガイドラインのねらい

本ガイドラインでは、「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の作成と運用の方法を説明することを目的とした。平成 25 年度に作成した「平成 25 年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業 福祉用具専門相談員の質の向上に向けた調査研究事業 福祉用具サービス計画作成ガイドライン」を補完する内容と位置づけた（サービス提供に当たっての基本的な流れと考え方については、「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」を参照）

本ガイドラインでは、福祉用具専門相談員が専門職として福祉用具の選定、提案を行う上での基本的な考え方や、「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の活用方法、記入上の留意点等、利用者への説明の方法、同意と交付の考え方を示し、福祉用具に係るサービスのより一層の質の向上を図ることを目指した。

(2) ガイドラインの構成

本ガイドラインの構成は以下のとおりとした。

- | | |
|-------|--|
| 第 1 章 | 「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」および本ガイドラインの位置づけ |
| | 1. 本ガイドラインの位置づけ |
| | 2. 福祉用具専門相談員の役割 |
| | 3. 「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」とは何か |
| | 4. 「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の意義 |
| 第 2 章 | 「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の作成 |
| | 1. 「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の様式 |
| | 2. 記載方法 |
| 第 3 章 | 「ふくせん福祉用具サービス計画書（利用計画）」の同意と交付 |
| | 1. 同意と交付の位置づけ |
| | 2. 同意と交付について |

第6章 総括

1. 「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の作成

本事業では、平成 30 年度の介護保険改正において福祉用具専門相談員に新たに義務付けられる内容に対応するための様式として、（選定提案）を定めた。また、（選定提案）の導入に伴い、（利用計画）、「ふくせん モニタリングシート（訪問確認書）」も一部様式変更を行った。

また、平成 30 年度以降の（選定提案）の運用の指針として、「『ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）』作成ガイドライン」を作成した。

（選定提案）の作成にあたっては、はじめに有識者における議論や事業者へのヒアリングに基づき（選定提案）（暫定版）を作成し、事業者における試行運用およびヒアリング、福祉用具専門相談員へのアンケート調査を実施して、内容の妥当性や活用の可能性などを検証した。その結果、業務負担の若干の増大は想定されるものの様式の活用の可能性が確認されるとともに、実際の選定過程では、一人の利用者と関わる時間が増える、利用者が主体的に選定に関わり、選定結果にも納得していただける、などの利点があることが明らかになった。運用における不明点や懸念については、ガイドラインにおいて解説を行った。

2. 「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の普及啓発

本事業では、平成 30 年度の介護保険制度の見直しの経緯、作成した「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」を周知するため、普及啓発活動を行った。普及啓発活動として、①普及啓発用リーフレットの作成、②全国 4 ヶ所での説明会の開催を行った。

3. 今後の課題

本事業で定めた（選定提案）は、福祉用具専門相談員との意見交換、試行運用、有識者と現場の福祉用具専門相談員からなる検討委員会での委員会を経て、作成したものである。できる限り、利用者にとって理解しやすく、現場でも運用がしやすい様式となるよう配慮したものであるが、今後、実際に運用をされる中で生じた課題等を継続的に集約し必要に応じて改良していく必要がある。また、（利用計画）を運用していく過程で、一部では業務フローの見直しが必要になることも予想される。

今後、より一層、利用者の自立支援と、状態の悪化の防止に資する福祉用具貸与サービスとするために、福祉用具専門相談員の専門性向上に努めることが求められる。

福祉用具の適切な貸与に関する普及啓発事業

**「ふくせん福祉用具サービス計画書
（選定提案）」
作成ガイドライン**

平成 30 年 3 月



一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

「ふくせん福祉用具サービス計画書(選定提案)」作成ガイドライン

目次

第1章 「ふくせん福祉用具サービス計画書(選定提案)」	
および本ガイドラインの位置づけ	1
1. 本ガイドラインの位置づけ	1
2. 福祉用具専門相談員の役割	2
3. 「ふくせん福祉用具サービス計画書(選定提案)」とは何か	3
(1) 導入の経緯	3
(2) 「ふくせん福祉用具サービス計画書(選定提案)」について	4
4. 「ふくせん福祉用具サービス計画書(選定提案)」の意義	6
第2章 「ふくせん福祉用具サービス計画書(選定提案)」の作成	7
1. 「ふくせん福祉用具サービス計画書(選定提案)」	
の様式(平成30年4月版)	7
2. 記載方法	8
(1) 「福祉用具が必要な理由」	8
a. 考え方	8
b. 記載方法	8
(2) 「貸与を提案する福祉用具」 種目、提案品目(商品名)、	
機種(型式)／TAISコード	9
a. 考え方	9
b. 記載方法	9
(3) 「貸与を提案する福祉用具」 貸与価格、全国平均貸与価格	11
a. 考え方	11
b. 記載方法	11
(4) 「貸与を提案する福祉用具」 提案する理由	12
a. 考え方	12
b. 記載方法	12
(5) 提案内容の説明と説明方法の記録	13
a. 全国平均貸与価格について	13
b. 候補となる機種について	12
(6) 注意が必要な場合	14
a. 付属品の扱い	14
b. 他に流通している商品が確認出来ない場合の扱い	14
第3章 「ふくせんサービス計画書(利用計画)」同意と交付	15
1. 同意と交付の位置づけ	15
2. 同意と交付について	15
付録	
付録1. 記載項目と要領	17
付録2. 「ふくせん福祉用具サービス計画書(選定提案)」	
の様式(平成30年4月版)	18

付録 3. 「ふくせん福祉用具サービス計画書（利用計画）」	
の様式（平成 30 年 4 月版）	19
付録 4. 「ふくせんモニタリングシート（訪問確認書）」	
の様式（平成 30 年 4 月版）	20
「福祉用具の適切な貸与に関する普及啓発事業」検討体制	21

第1章 「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」および本ガイドラインの位置づけ

1. 本ガイドラインの位置づけ

平成30年度の介護保険制度改正において「福祉用具専門相談員が、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格等を利用者に説明することや、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示すること」が義務付けられることとなりました。この改正は、利用者が自立支援と状態の悪化の防止に資する適切な福祉用具を選択できるように、福祉用具貸与のサービス提供過程の見える化を促すものです。

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会（愛称：ふくせん）ⁱ（以下、「本会」という。）では、厚生労働省の老人保健健康増進等事業により、上記の制度改正を踏まえ、福祉用具専門相談員が福祉用具の選定、提案を行う際に活用する「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」（以下、「（選定提案）」という。）の様式を作成しました。本ガイドラインは、福祉用具専門相談員が専門職として福祉用具の選定、提案を行う上での考え方や、（選定提案）の活用方法、記載上の留意点等を示すことにより、福祉用具に係るサービスのより一層の質の向上を目指すものです。

これまで本会では、福祉用具の計画的なサービス提供を支援するためのツールとして平成21年に「ふくせん・福祉用具個別援助計画書」を、平成22年には、同計画書に基づく定期訪問の確認による適切な利用を支援するためのツールとして「モニタリングシート（訪問確認書）」（以下、「（訪問確認書）」という。）を開発しました。平成24年4月に「福祉用具貸与計画」、「特定福祉用具販売計画」、「介護予防福祉用具貸与計画」、「特定介護予防福祉用具販売計画」（以下、「福祉用具サービス計画」という。）ⁱⁱの作成が義務化されたことに伴い、上記様式について名称をふくせん版「福祉用具サービス計画書」と変更し、様式の普及・啓発活動に取り組んできました。

このたび、新たに（選定提案）を作成し、従来の「ふくせん福祉用具サービス計画書（基本情報）」（以下、「（基本情報）」という。）、「ふくせん福祉用具サービス計画書（利用計画）」（以下、「（利用計画）」という。）とあわせて3点を「ふくせん福祉用具サービス計画書（平成30年4月版）」としてご案内します。

今後、さらに質の高い福祉用具サービスを利用者に提供できるよう、多くの福祉用具専門相談員に、日々の福祉用具サービス計画の作成時や研修等の様々な場面で、本ガイドラインを活用していただくことを期待しています。

ⁱ 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会の詳細については以下のHPを参照。<http://www.zfssk.com/>

ⁱⁱ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準上の「福祉用具貸与計画」、「特定福祉用具販売計画」、「介護予防福祉用具貸与計画」、「特定介護予防福祉用具販売計画」を総称したもの。

2. 福祉用具専門相談員の役割

介護保険制度は、要介護状態となった高齢者等に対して、自立支援の理念のもと、居宅サービス計画（以下、「ケアプラン」という。）に基づき、多様なサービスを組み合わせ提供しながら、高齢者等の日常生活を支えるための仕組みです。単に各サービスを個別に提供するのではなく、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営めるようにするため、すべてのサービスがケアプランを核に生活目標を共有し、認識を合わせることが求められます。

福祉用具サービスは、介護保険サービスの1つです。高齢者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて利用目標を定めるとともに、適切な福祉用具を選定し、利用者がその目標に向けて福祉用具を活用した生活を送れるよう、専門職である福祉用具専門相談員が支援するものです。

福祉用具サービス計画は、ケアプランに記載されている生活上の目標と、その実現を支援するサービスのうち、福祉用具サービスに関する具体的な内容を記載します。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下、「運営基準」という。）第百九十九条の二には、「福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。」と定められています。

福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況や生活環境に適した福祉用具について提案を行うことにより、利用者が適切な福祉用具を選定することを支援する役割を担っています。

3. 「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」とは何か

(1) 導入の経緯

福祉用具は、利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は改善を図り、状態の悪化の防止に資するとともに、介護者の負担の軽減を図る役割を担うものです。また、福祉用具は、利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、貸与が原則となっています。福祉用具の貸与は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付が行われるよう、保険給付における公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付する仕組みとなっています。ⁱ

福祉用具の価格設定に当たっては、貸与事業者が、商品価格のほか、計画書の作成や保守点検などの諸経費を含めていますが、同一商品であっても、平均的な価格と比べて非常に高価な価格請求が行われているケースが存在するなどの指摘がありました。

このため、介護保険制度の持続可能性の確保の一環として、国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、ホームページにおいて当該商品の全国平均貸与価格を公表する仕組みを作るとともに、利用者が適切に福祉用具を選択できるようにするため、平成 30 年 4 月より、福祉用具専門相談員が、「機能や価格帯の異なる複数の商品を提示すること」が、同年 10 月より「貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格等を利用者に説明すること」が新たに義務づけられます。

ふくせんでは、これまでも福祉用具サービス計画の作成が義務付けられる前から、平成 21 年に「福祉用具個別援助計画書」を開発しました。これは、いまの「ふくせん福祉用具サービス計画書」として広く用いられています。さらに、平成 22 年には計画書に基づく定期訪問の確認により、適切な利用を支援するためのツールとして、（訪問確認書）の開発を行いました。

このたび、ふくせんでは、平成 30 年度の制度改正を受けて、従来の「ふくせん福祉用具サービス計画書」の内容を見直しました。具体的には、（基本情報）、（利用計画）に加えて、新たに（選定提案）を作成し、3 点として運用することにより、より質の高い福祉用具サービスを提供し、利用者が自立支援と状態の悪化の防止に資する適切な福祉用具を選択できるよう、支援します。

なお、今回の見直しにあたり、「ふくせん福祉用具サービス計画書（利用計画）」「モニタリングシート（訪問確認書）」についても、改訂を行いました。

ⁱ 第 141 回社会保障審議会介護給付費分科会 参考資料 1 より

(2) 「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」について

（選定提案）は、福祉用具専門相談員が利用者に対して福祉用具を提案するにあたり、貸与の候補となる福祉用具について、

- 「当該商品の全国平均貸与価格等の説明」
- 「機能や価格帯の異なる複数の商品の提示」

などにより具体的な機種を検討する際に用います。

（選定提案）は、利用者から相談内容を聞き取った上で、候補となる福祉用具を利用者に提案、説明し、その過程を見える化することを目的として作成されるものです。

従って、（選定提案）は、（基本情報）と（利用計画）の間に位置づけられます。

The image displays three sample forms of the 'Fukusen Welfare Equipment Service Plan Book'. Each form has a large central box with its title:

- 基本情報 (Basic Information):** This form contains fields for user information, consultation date, and a table for recording equipment details.
- 選定提案 (Selection Proposal):** This form is used for proposing specific equipment models, including fields for equipment name, price, and reasons for recommendation.
- 利用計画 (Usage Plan):** This form is used for planning the usage of the equipment, including fields for equipment name, quantity, and duration.

図1 「ふくせん福祉用具サービス計画書」の3点

（選定提案）は、利用者に貸与しようとする福祉用具の種目の候補が決まった後で、具体的な提案品目（商品名）を検討する際に用います。つまり、（選定提案）に記載されるのは、候補となる福祉用具を利用者に対して提案、説明を行った内容です。平成30年度の制度改正では、提案する種目（付属品含む）について、①候補となる福祉用具の全国平均貸与価格等を説明し、②機能や価格の異なる複数の福祉用具を提示することを義務付けていることから、①②に必要な事項を記載できるようにしています。

提案する福祉用具は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境や、利用者及び家族の生活に対する意向等を踏まえたものであり、ケアプランと連動するものです。

質の高い貸与サービスを実行するためにも、機能や価格に限らず、自社のサービス、当該機種の使用法等、利用者自らが選択できる的確な情報提供に努め、福祉用具専門相談員としての知見を十分に発揮し、利用者に適した商品を幅広く提案することが重要です。

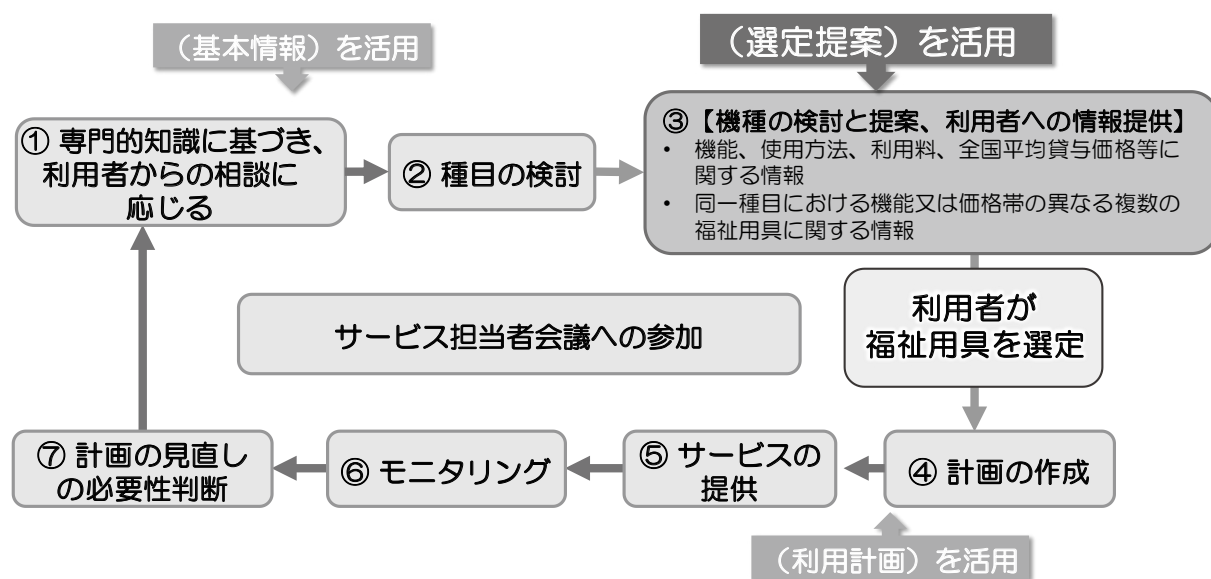


図2 福祉用具の支援プロセスにおける（選定提案）の位置づけ

4. 「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の意義

「ふくせん福祉用具サービス計画書」は、福祉用具サービス計画の作成が義務付けられる前から、現場の意見を踏まえて、ふくせんが独自に定め、普及を図ってきたものです。

福祉用具サービス計画を作成することにより、下記のような効果があると考えられています。

- 利用者の状態を記録として残すことで、担当者や利用者、家族、介護支援専門員、その他のサービス提供者の情報共有や共通理解につなげることができる。
- 福祉用具選定の理由を明確にすることで、利用者の状態の変化に応じたモニタリングや機種変更がスムーズに行える。
- 福祉用具を利用する上での留意事項について幅広く共有でき、事故防止につながるほか、リスクマネジメントに役立てることができる。
- 情報収集などで利用者の状態像を把握し、文書化することで、福祉用具専門相談員のスキルアップにつなげることができる。

従って福祉用具サービス計画の作成に至る検討プロセスを見える化することは、利用者や家族にとって以下のような意義があると考えられます。

【利用者にとっての意義】

- 主体的に福祉用具を選択することができる。
- 選定の候補となった福祉用具の機能と、その全国平均貸与価格を確認できる。
- 福祉用具が選定されるプロセスが明確化され、記録に残されることにより、当該の商品が貸与品目として選定された理由を理解できる。
- 福祉用具専門相談員が、商品の機能や利用者のニーズや課題との整合を踏まえて、候補となる福祉用具を考えることで、利用者にとってより適切な福祉用具が貸与の候補として提案することができる。

利用者にとっての意義を達成するために、福祉用具専門相談員として以下の事を行います。

【福祉用具専門相談員が実施する内容】

- 専門職として適切な福祉用具を利用者に提案し、利用者が主体的に選定するプロセスを明確にする。
- 福祉用具の提案を行う際に、下記の事項を踏まえて用具を提案する。
 - ・ 「当該商品の全国平均貸与価格等の説明」
 - ・ 「機能や価格帯の異なる複数の商品の提示」
- 選定の候補となった福祉用具を一覧化し、利用者に示す。
- 「全国平均貸与価格の説明」「複数商品の提示」を適切に実施したことを記録として残す。

「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の様式は以下のとおりです。

図3 「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の様式

2. 記載方法

(1) 「福祉用具が必要な理由」

a. 考え方

福祉用具専門相談員は、福祉用具に携わる専門職として、専門的知識に基づき相談に応じて、福祉用具が必要な理由を具体的に検討し、適切な福祉用具を提案します。利用者からの相談内容や、ケアプランの内容を踏まえ、利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、利用者はどのようなことに困っているのか、どのような生活を望んでいるのか、などを整理し、福祉用具が必要な理由を明確にします。

これは、「利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介助する者の負担の軽減を図る」ための福祉用具の選定等にも繋がります。

b. 記載方法

利用者からの相談内容、ケアプランの記載内容などを踏まえて整理した「福祉用具が必要な理由」を記載します。1つの枠に1つの項目を記載し、左側の※欄に、区別のための番号（1、2、3…、(1)、(2)、(3)…）または記号（a、b、c…等）を記載します。（利用計画）の「課題・ニーズや目標」の項目と番号または記号を一致させる必要はありません。

不足する場合は、必要に応じて行を増やして対応します。

※	福祉用具が必要な理由(※)		
1	●●●	福祉用具専門相談員の視点から、利用者の困りごとや相談内容を整理して記載	
2	●●●		
貸与を提案する福祉用具			
(※)との 対応	種目	貸与価格(円)	提 案 する 理 由
	提案品目(商品名)	全国平均	
	機種(型式)／TAISコード	貸与価格(円)	
1			

図-4 福祉用具が必要な理由とその対応する番号の記載方法

(2)「貸与を提案する福祉用具」 種目、提案品目（商品名）、機種（型式）／TAIS コード

a. 考え方

アセスメント（※）の結果や、(1)「福祉用具が必要な理由」を踏まえて、利用者に適した福祉用具の機種を複数挙げ、記載します。ここでは、(1)を踏まえて、利用者に貸与する福祉用具の種目を定めた後、具体的な機種を検討します。貸与しようとする福祉用具（種目）に対して、複数の商品の提示が必要です。

このため、他の専門職から機種について具体的な意見が示される場合であっても、他職種の意見も尊重しつつ、福祉用具専門相談員としての専門的知識に基づいて、利用者にとって適切と考えられる機種を提案します。

（※）福祉用具専門相談員が行うアセスメントとは、「利用者の状態像に適した福祉用具を選定するための情報収集と分析の過程」ⁱを指します。福祉用具サービスの出発点であり、効果的な福祉用具サービスを提供するためには不可欠な行為です。

b. 記載方法

(1)「福祉用具が必要な理由」のどの項目と対応づけて提案する福祉用具であるかを区別するため、対応する番号または記号を「（※）との対応」欄に記載します。

利用者に対して適切と考えられる福祉用具の機種について、種目、品目名（商品名）、機種（型式）、（記載が可能であれば）TAIS コードを記載します。

「福祉用具が必要な理由」の項目 1 つに対して、複数の福祉用具が対応する場合は、下段の行を増やし、同じ番号または記号が複数の福祉用具に対応する形で記載します。

1 つの機種が「福祉用具が必要な理由」の 2 項目以上に対応する場合には、「（※）との対応」欄に、対応する 2 項目以上の番号または記号を記載します。

※		福祉用具が必要な理由(※)			
1	...				
2	...				
(※)との 対応	貸与を提案する福祉用具		(/ 枚)		
	種目	貸与価格(円)	提 案 す る 理 由	【説明方法】 カタログ Webページ TAISページ 実物 等	採 否
	提案品目(商品名)	全国平均			
	機種(型式)／TAISコード	貸与価格(円)			
1, 2	...	〇〇	〇〇		
	...	-----			
	...	●●			

複数の理由に対応
する場合には、複
数の番号または記
号を記載

2機種目以降は行
を増やす

複数の理由に対応する場合には、複数の番号または記号を記載

2 機種目以降は行を増やす

図 5 「（※）との対応」の記載方法

ⁱ 東島弘子、加島守（2013）「明解!福祉用具サービス計画の手引き」筒井書房より引用。

「種目」は、車いす、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、歩行補助つえ、などの種目名を記載し、「提案品目（商品名）」には、当該の機種固有の商品名を記載します。「機種（型式）」には、当該の機種の型式を記載し、可能であれば同枠内に TAIS コードを記載します。

貸与を提案する福祉用具			(/ 枚)	
(※)との 対応	種目	貸与価格(円)	【説明方法】 カタログ Webページ TAISページ 実物 等	採 否
	提案品目 (商品名)	全国平均 貸与価格(円)		
	機種(型式)／TAISコード			

図 6 「種目」「提案品目（商品名）」「機種（型式）」の記載方法

(3) 「貸与を提案する福祉用具」 貸与価格、全国平均貸与価格

a. 考え方

福祉用具貸与価格は、保険給付における公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付する仕組みとされています。2018 年 10 月から全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行うこととなりましたⁱ。上限設定は全国平均貸与価格に 1 標準偏差を加えることで算出されます。全国平均貸与価格を上回っていても、上限設定の額以下であれば、介護保険での給付対象になります。

ここでは、利用者が適切な福祉用具を選択できるよう、貸与の候補となっている全国平均貸与価格や福祉用具の貸与価格の情報を提供します。

b. 記載方法

「貸与価格」は提案する商品の貸与価格を、「全国平均貸与価格」には、厚生労働省が公表する当該機種の全国平均貸与価格を記載します。全国平均貸与価格が当該福祉用具の価格の上限と誤認されないように説明します。必要に応じて、上限設定の価格や最頻価格を提示することも考えられます。

貸与を提案する福祉用具			(/ 枚)		
(※)との 対応	種目	貸与価格(円)	提案する理由	【説明方法】 カタログ Webページ TAISページ 実物等	採 否
	提案品目(商品名)	全国平均 貸与価格(円)			
	機種(型式)/TAISコード				
			【貸与価格 (円)】 当該の機種、事業所における 貸与価格を記載		

【全国平均貸与価格 (円)】
 当該の機種、全国平均貸与
 価格を記載
 ※厚生労働省が提示するデー
 タを用いる

図 7 「貸与価格」「全国平均貸与価格」の記載方法

ⁱ 第 158 回社会保障審議会介護給付費分科会資料（平成 30 年 1 月 26 日）

(4) 「貸与を提案する福祉用具」提案する理由

a. 考え方

利用者に当該の機種を提案する理由を記載します。記載に当たっては、利用者の希望・困りごと、利用する環境などを踏まえた上で、なぜその機種が、「利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具」と考えるのかを整理し、他の候補となる機種との比較検討が可能となるよう機能や特徴の違いなどを明示します。

b. 記載方法

利用者の希望・困りごと、利用する環境などに着目し、利用者に貸与の候補となる機種の機能や価格を説明することから、「提案する理由」には、着目した事柄とそれに対応する福祉用具の機種の特徴、機能を記載します。利用者に対して、どのような観点からこの機種を選んだのかということがわかりやすく示します。

「提案する理由」として記載する内容には、下記のような項目があります。

- 利用者の困りごと、希望、状態と、貸与を提案する福祉用具との整合
- 利用者の環境との整合を踏まえた福祉用具の機能 等

貸与を提案する福祉用具			(/ 枚)		
(※)との 対応	種目	貸与価格(円)	提 案 する 理 由	【説明方法】 カタログ Webページ TAISページ 実物 等	採 否
	提案品目(商品名)	全国平均			
	機種(型式)/TAISコード	貸与価格(円)			

【提案する理由】
当該の機種を提案する理由を記載

図 8 「提案する理由」の記載方法

(5) 提案内容の説明と説明方法の記録

(1)～(4)の項目（説明方法、採否を除く）について、利用者や家族に説明します。

a. 全国平均貸与価格について

- 厚生労働省が公表する全国平均貸与価格のデータを用いて、貸与の候補となる福祉用具の全国平均貸与価格及び当該福祉用具の貸与価格の提示をします。
- 提案する福祉用具の貸与価格の考え方について、利用者の求めがあれば、「福祉用具貸与サービス事業所におけるサービスプロセス及び価格設定 ガイドライン」（平成29年3月一般社団法人日本福祉用具供給協会）等も参考にしつつ説明します。
- 例えば、当該福祉用具の貸与価格が全国平均貸与価格を超える場合、必要があればその理由（サービス内容、輸送コスト、卸業者の利用、等）を利用者に説明するほか、提案する福祉用具の貸与価格が全国平均貸与価格を超える場合でも、上限の設定以下であれば介護保険の給付の対象であることを説明します。

b. 候補となる機種について

- 利用者に、各機種を貸与する福祉用具の候補とした理由を説明します。
- 説明時には、カタログやモバイル機器、実物等を活用します。
- カタログやモバイル機器を用いて説明する際には、利用者や家族が後に確認できるように、カタログの頁数や型番号、Web ページの URLなどを記載します。

「説明方法」の欄には、カタログ、商品 Web ページや TAIS ページ、実物のデモによる説明など、当該機種の機能や特徴、全国平均貸与価格等の説明方法を記載します。

「採否」の欄には、利用者が選択した福祉用具に、○／×やレ点を記載します。

貸与を提案する福祉用具			(/ 枚)		
(※)との 対応	種目	貸与価格(円)	提案する理由	【説明方法】 カタログ Webページ TAISページ 実物等	採 否
	提案品目(商品名)	全国平均			
	機種(型式)／TAISコード	貸与価格			
			【説明方法】 機種の機能や特徴、全国平均貸与価格を説明する際に用いた方法を記載		
			【採否】 貸与が決まった商品をチェック		

図9 「説明方法」「採否」の記載方法

(6) 注意が必要な場合

a. 付属品の扱い

車いす付属品、特殊寝台付属品についても、複数提案を行います。したがって、提案する福祉用具の種目に、付属品（特殊寝台付属品、車いす付属品）がある場合は、貸与の候補となる複数の機種を記載します。

本体（特殊寝台、車いす）によっては、付属品が1機種に定まる場合には、本体の候補を複数提案し、これに対応する付属品をそれぞれ提示します。この場合は、本体に適合する付属品が1機種に定まっていることを、「提案する理由」に記載し、利用者にも説明します。

b. 他に流通している商品が確認できない場合の扱い

他に流通している商品が確認できない場合^{注)}には、その旨を「提案する理由」に記載し、利用者に説明します。

注) 自社で当該商品の取り扱いがないということは含みません。

なお、運営基準第二百二条には、「指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。」と定められています。

第3章 「ふくせん福祉用具サービス計画書（利用計画）」同意と交付

1. 同意と交付の位置づけ

2018年度の介護保険制度改正により、福祉用具貸与計画を作成した場合には、当該福祉用具貸与計画を利用者および当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならないことになりました。

本会では、福祉用具貸与サービスの質の向上の観点から、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に位置付けられた福祉用具貸与計画書に相当する様式として、「ふくせん福祉用具サービス計画書」として、（基本情報）、（選定提案）、（利用計画）の3点を一体的に運用することを推奨します。

すなわち、①選定理由に繋がる根拠となる情報を（基本情報）に整理し、②（選定提案）を用いて複数の機種のプロ案や価格の説明を行い、③（利用計画）において利用者が「価格の説明、複数機種のプロ案を受け、利用計画に同意した」のち、利用者の署名、捺印を得た上で、3点を利用者に交付し、あわせて介護支援専門員にも交付することを想定しています。

2. 同意と交付について

2018年度版の（利用計画）では、介護保険制度改正に対応し、同意署名欄の記載を改めています。

計画書を交付する際には、（利用計画）の内容（貸与する福祉用具の機種、選定理由、留意点等）について説明を行い、同意を確認します。この時に、（利用計画）の前段階で（選定提案）を作成し、内容の説明を行ったことについて利用者の同意を得ます。

同意が得られたら、利用者本人が（利用計画）の同意欄の□にレ点をつけ、同意を得た日付を記載し、署名をします。利用者が署名することが難しければ、家族等が代理で署名し、代筆者名とその続柄等を記載します。

また、介護者は、利用者が福祉用具を利用する際に見守ったり、介護者自身が福祉用具を操作したりする場合があるため、説明時にはできる限り同席してもらいます。

上記のような手順を経て、利用者に「ふくせん福祉用具サービス計画書」を交付します。

留 意 事 項	交付時に、利用者に対して、全項目の説明を行い、確認をしながらチェックし、署名・捺印をいただく				
	☐ 私は、貸与の候補となる福祉用具の全国平均貸与価格等の説明を受けました。 ☐ 私は、貸与の候補となる機能や価格の異なる複数の福祉用具の提示を受けました。 ☐ 私は、福祉用具サービス計画の内容について説明を受け、内容に同意し、計画書の交付を受けました。	日付	年	月	日
		署名			
(続柄)代筆者名 ()					
事業所名		福祉用具専門相談員			
住 所		TEL		FAX	

図 10 説明項目のチェック欄と署名欄の記載方法

付録

付録 1. 記載項目と要領

(選定提案) の各項目について、以下のように記載します。

福祉用具が必要な理由	利用者からの相談内容、介護支援専門員からの依頼内容などを整理し、貸与する福祉用具を検討する根拠とします。
種目	13 種目の種目名を記載します。手すりや車いすなど、使用場所を区別する必要がある場合は、括弧内に記載します。
提案品目（商品名）	候補となる福祉用具の機種名を記載します。
貸与価格（円）	当該の機種の、事業所における貸与価格を記載します。
全国平均貸与価格（円）	当該の機種の、全国平均貸与価格を記載します。 全国平均貸与価格は、厚生労働省の提示する情報を用います。
提案する理由	当該の機種が、貸与される福祉用具の候補として提案される理由を記載します。 記載する内容には、下記に挙げるような項目があります。 ・利用者が困っていることや、利用者の希望、利用者の状態を踏まえた、当該の福祉用具との整合 ・利用環境との整合を踏まえた機能等 ・留意事項等
説明方法	候補として挙げられた福祉用具の説明方法を記載します。 例として、カタログ、Web ページ、TAIS ページ、実物等があります。
採否	貸与が決定した機種を区別できるように印をつけます。 例：○／×、✓

付録 2. 「ふくせん福祉用具サービス計画書(選定提案)」の様式(平成 30 年 4 月版)

[illegible]

付録 3. 「ふくせん福祉用具サービス計画書(利用計画)」の様式(平成 30 年 4 月版)

ふくせん 福祉用具サービス計画書(利用計画)					管理番号	
フリガナ		性別	生年月日	年齢	要介護度	認定期間
利用者名	様	女	M・T・S 年 月 日			～
居宅介護 支援事業所					担当ケアマネジャー	
生活全般の解決すべき課題・ニーズ (福祉用具が必要な理由)			福祉用具利用目標			
選定福祉用具(レンタル・販売)			(/ 枚)			
	品目 機種(型式)	単位数	選定理由			
①						
②						
③						
④						
⑤						
⑥						
⑦						
⑧						
留 意 事 項						
☐ 私は、貸与の候補となる福祉用具の全国平均貸与価格等の説明を受けました。 ☐ 私は、貸与の候補となる機能や価格の異なる複数の福祉用具の提示を受けました。 ☐ 私は、福祉用具サービス計画の内容について説明を受け、内容に同意し、計画書の交付を受けました。			日付	年 月 日		
			署名	印		
			(続柄)代筆者名	() 印		
事業所名			福祉用具専門相談員			
住 所			TEL	FAX		

付録 4.「ふくせんモニタリングシート(訪問確認書)」の様式（平成 30 年 4 月版）

ふくせん モニタリングシート (訪問確認書)		管理番号		(/ 枚)		
		モニタリング実施日		年	月	日
		前回実施日		年	月	日
		お話を伺った人		☐ 利用者	☐ 家族	☐ 他()
		確認手段		☐ 訪問	☐ 電話	
		事業所名				
福祉用具専門相談員						
事業所住所						
TEL						

フリガナ		居宅介護支援事業所		担当 ケアマネジャー	
利用者名	様	要介護度		認定期間	～

福祉用具利用目標		目標達成状況	
		達成度	詳細
1		☐ 達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成	
2		☐ 達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成	
3		☐ 達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成	
4		☐ 達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成	

	利用福祉用具(品目) 機種(型式)	利用 開始日	利用状況 の問題	点検結果	今後の 方針	再検討の理由等
①			☐ なし	☐ 問題なし	☐ 継続	
			☐ あり	☐ 問題あり	☐ 再検討	
②			☐ なし	☐ 問題なし	☐ 継続	
			☐ あり	☐ 問題あり	☐ 再検討	
③			☐ なし	☐ 問題なし	☐ 継続	
			☐ あり	☐ 問題あり	☐ 再検討	
④			☐ なし	☐ 問題なし	☐ 継続	
			☐ あり	☐ 問題あり	☐ 再検討	
⑤			☐ なし	☐ 問題なし	☐ 継続	
			☐ あり	☐ 問題あり	☐ 再検討	
⑥			☐ なし	☐ 問題なし	☐ 継続	
			☐ あり	☐ 問題あり	☐ 再検討	
⑦			☐ なし	☐ 問題なし	☐ 継続	
			☐ あり	☐ 問題あり	☐ 再検討	
⑧			☐ なし	☐ 問題なし	☐ 継続	
			☐ あり	☐ 問題あり	☐ 再検討	

利用者等の変化					
身体状況・ADL の変化	☐ なし		介護環境① (家族の状況)の 変化	☐ なし	
	☐ あり			☐ あり	
意欲・意向等の 変化	☐ なし		介護環境② (サービス利用 等)・住環境の 変化	☐ なし	
	☐ あり			☐ あり	

総合評価		
福祉用具 サービス 計画の 見直しの 必要性	☐ なし	
	☐ あり	

次回実施予定日	年	月	日
---------	---	---	---

「福祉用具の適切な貸与に関する普及啓発事業」検討体制

(平成 30 年 3 月末現在)

【検討委員会】

委員	※五十音順、敬称略	◎は委員長、○は副委員長
伊藤 広成	一般社団法人日本福祉用具供給協会	事務局次長
梶 友希乃	世田谷区 高齢福祉部介護保険課	保険給付係
久留 善武	一般社団法人シルバーサービス振興会	事務局長
五島 清国	公益財団法人テクノエイド協会	企画部長
◎ 白澤 政和	桜美林大学大学院老年学研究科	教授
濱田 和則	一般社団法人日本介護支援専門員協会	副会長
○ 東畠 弘子	国際医療福祉大学大学院	教授
肥後 一也	株式会社カクイックスウィング	鹿児島営業所 課長
松井 一人	公益社団法人日本理学療法士協会	理事
山下 和洋	株式会社ヤマシタコーポレーション	代表取締役
○ 渡邊 慎一	一般社団法人日本作業療法士協会	制度対策部 福祉用具対策委員長
渡邊 英和	株式会社フジックスハートフル	代表取締役

オブザーバー

小林 毅	厚生労働省老健局高齢者支援課	福祉用具・住宅改修指導官
平嶋 由人	厚生労働省老健局高齢者支援課	福祉用具・住宅改修係長
岩元 文雄	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会	理事長

【事務局】

山本 一志	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会	事務局長
中村 一男	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会	事務局
柳田 磨利子	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会	事務局
三井 裕代	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会	事務局
江崎 郁子	エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社	社会公共政策部
今野 亜希子	エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社	社会公共政策部
杉本 南	エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社	社会公共政策部

平成 29 年度老人保健事業推進費等補助金
福祉用具の適切な貸与に関する普及啓発事業
「ふくせん福祉用具サービス計画書(選定提案)作成ガイドライン」

平成 30 年 3 月
一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

〒108-0073 東京都港区三田 2-14-7
TEL: 03-5418-7700 FAX: 03-5418-2111
メールアドレス: info@zfssk.com

国際福祉機器展 H.C.R.2017 出展社プレゼンテーション

介護保険制度

日時: 9月28日(木) 10:30 ~11:30

会場: 東京ビッグサイト 東5ホール
プレゼンテーション 1-C 会場

改正に伴う福祉用具貸与

申込不要
参加無料

サービスの対応

来年度、介護保険における福祉用具貸与サービスの制度改正が実施されます。その中で、ご利用者に対する全国平均貸与価格の提示、複数商品の提案について、有識者や専門家等によるシンポジウムを開催します。

今後の方向性をこのワークショップで語っていただきます。

コーディネーター／渡邊 慎一 氏

(わたなべ しんいち)



一般社団法人
神奈川県作業療法士会
顧問 (本会理事)

スピーカー①／東畠 弘子 氏

(ひがしはた ひろこ)



国際医療福祉大学大学院
教授 (本会理事)

スピーカー②／濱田 和則氏

(はまだ かずのり)



一般社団法人
日本介護支援専門員協会
副会長

スピーカー③／梶 友希乃 氏

(かじ ゆきの)



世田谷区

東京都世田谷区
高齢福祉部介護保険課

スピーカー④／岩元 文雄 氏

(いわもと ふみお)



一般社団法人
全国福祉用具専門相談員協
会(ふくせん) 理事長

助言者／小林 毅 氏

(こばやし たけし)



厚生労働省老健局
高齢者支援課
福祉用具・住宅改修指導官

主催: 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会(ふくせん)

H.C.R.2017 出展! ブースNo.: 東2ホール 2-10-03

〒108-0073 東京都港区三田 2-14-7 ローレル三田 404 TEL・03-5418-7700 FAX・03-5418-2111

ホームページは「ふくせん」で検索!



「福祉用具の適切な貸与に 関する普及啓発事業」説明会

平成 29 年度 厚生労働省老人保健健康増進等事業

社会保障審議会介護保険部会(平成 28 年 12 月)の意見書を踏まえ、利用者が適切に福祉用具を選択できるよう、「福祉用具専門相談員が、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格等を利用者に説明することや、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示すること」が義務付けられることとなりました。本会では、本制度改正に対応するため、厚生労働省の「平成 29 年度老人保健健康増進等事業」を活用し、新たに【選定提案(暫定版)】を作成の上、従来の【基本情報】【利用計画】とあわせて3つのシートを「(暫定版)ふくせん福祉用具サービス計画書」としてご案内します。

老健事業の普及啓発事業として下記 4 会場で説明会を開催いたします。

お申込みは裏面にございます。必要事項を記載の上、各対応事務局までお申込み下さい。入場無料となっておりますのでぜひご参加ください。

会場	開催日	申込締切	開催場所
東京会場	H29 年 11 月 21 日(火)	H29 年 11 月 10 日(金)	TKP 品川カンファレンスセンター バンケットホール 5B
大阪会場	H29 年 12 月 22 日(金)	H29 年 12 月 8 日(金)	大阪府社会福祉会館(大阪市) 401
福岡会場	H30 年 1 月 19 日(金)	H30 年 1 月 10 日(水)	カンファレンス ASC 4 階(福岡市)
宮城会場	H30 年 2 月 13 日(火)	H30 年 2 月 2 日(金)	エル・パーク仙台セミナーホール(仙台市)

各会場参加のお申込は裏面に必要事項記載の上、各事務局までお送りください。

なお、定員に達した時点で締め切り前であってもお断りすることもございます。ご了承ください。

【各会場事務局】

会場	対応事務局	電話	FAX
東京会場	ふくせん事務局	03-5418-7700	03-5418-2111
大阪会場	大阪府ブロック(総合メディカル(株)内)	072-723-9121	072-723-3060
福岡会場	福岡県ブロック(太陽シルバーサービス(株)内 担当:川上)	0946-21-4700	0946-21-4701
宮城会場	宮城県ブロック(株)ジェー・シー・アイ内 担当:多田)	022-782-6838	022-782-6839

【主催】一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

住所:〒108-0073 東京都港区三田 2-14-7 ローレル三田 404

電話:03-5418-7700/FAX:03-5418-2111



福祉用具の適切な貸与に関する普及啓発事業申込書

開催会場 (会場を選択して下さい)		定員	FAX 送付先
	東京会場(11/21) 14 時開催	100 名	03-5418-2111
	大阪会場(12/22) 14 時開催	150 名	072-723-3060
	福岡会場(1/19) 14 時開催	100 名	0946-21-4701
	宮城会場(2/13) 14 時開催	150 名	022-782-6839
参加者氏名	所属(企業・団体名)	電話	FAX

※お申込後、やむを得ずご欠席になる場合、事務局までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

東京会場

大阪会場

福岡会場

宮城会場

各会場とも入場無料！ぜひご参加ください。

「福祉用具・機器展示会」のご案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
「福祉用具・機器展示会 in札幌」を下記の日程で開催いたします。
制度改正に係る最新の講演に加え、数多くのメーカー様が新商品や話題の商品を展示いたします。
ご多忙のところ誠に恐縮でございますが、事業所内研修の機会として、
当研修会を皆様にご活用いただけますようご案内申し上げます。
敬 具



記

1 日 時 2018年 2月22日 木 曜日 ※時間は下記の3開催概要を参照ください。
受付時間 福祉用具機器展受付は10時00分より開始します。ご都合のよい時間にお越しください。

2 場 所 札幌市教育文化会館 3階 研修室305
住 所 〒060-0001 札幌市中央区北1条西13丁目
アクセス 札幌市営地下鉄東西線「西11丁目駅」1番出口から徒歩5分

3 開催概要

ふくせん 14時00分～16時00分(1回目) 4階 講堂 【ふくせん主催】
16時30分～18時30分(2回目) 4階 講堂 【ふくせん主催】

- 「平成30年度制度改正～介護保険制度見直しに伴う福祉用具貸与について～福祉用具専門相談員が取り組むべき」
※別紙ふくせん専用申込書にてお申込みください(定員先着150名様×2回)

ふくせん 一般社団法人
全国福祉用具専門相談員協会

福祉用具・
機器展示 10時00分～15時00分 研修室305(3階)

- 多数の参加メーカーによる最新福祉用具の展示や商品紹介とご提案！

※開催中、入退場は自由にできます

【福祉用具・機器展示会専用 参加申込書】

貴社名： _____ 電話番号： _____
ご住所： _____ FAX番号： _____

参加者氏名	備考
①	
②	
③	
④	
⑤	

※記入欄が不足の場合はコピーしてご利用ください。

お申込みFAX送付先： 072-832-5412 2月19日までに返信ください。
FAX到着をもって受付完了といたします。

展示会についてのお問合せ先： (株)ウエルファン 080-2430-2056 山崎

[出展メーカー]

主催 ふくせん

一般社団法人
全国福祉用具専門相談員協会

後援 パラマウントベッド(株)札幌支店
株式会社ウェルファン北海道事業部

ふくせん 研修会

～介護保険制度改正に向けて福祉用具専門相談員が取り組むべきこと～

拝啓 時下ますますご健勝の段お喜び申し上げます。

日頃は本協会のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、社会保険審議会介護保険部会の意見書を踏まえ、平成30年度制度改正では福祉用具専門相談員の業務が大きく変わろうとしております。全国福祉用具専門相談員協会では、制度改正に対応する為、厚生労働省の「平成29年度老人保険健康増進等事業」を活用し、新たに【選定提案(暫定版)】を作成の上、従来の【基本情報】【利用計画】と合わせて3つのシートを『(暫定版)ふくせん福祉用具サービス計画書』としてリニューアル致します。制度改正に向けての準備や最新の動向を網羅する研修会を開催致します。是非ご来場賜りますようお願い申し上げます。

日時

平成30年2月22日(木)

参加
無料

①第1部 14:00～16:00 定員150名先着順

②第2部 16:30～18:30 定員150名先着順

会場

札幌市教育文化会館 4階 講堂

札幌市中央区北1条西13丁目

札幌市営地下鉄東西線「西11丁目駅」1番出口から徒歩5分

駐車場は近隣の有料駐車場をご利用下さい



講師

【前半】パラマウントヘルスケア総合研究所 主任研究員 三浦正二氏

「介護保険制度改正と報酬改定の概要」

【後半】全国福祉用具専門相談員協会 理事長 岩元文雄氏

「介護保険制度改正に向けて福祉用具専門相談員が取り組むべきこと」

～新たな福祉用具サービス計画書の提案～

対象

福祉用具専門相談員/ケアマネジャー/関係職種

お申込〆切り

2月19日(月)

お申込は FAX: 072-832-5412迄

※1事業社4名まででお願い致します。

※希望時間をご指定ください。

氏名	1部	2部	氏名	1部	2部
氏名	1部	2部	氏名	1部	2部
勤務先					
連絡先住所	〒				

【お問合せ先】株式会社ウェルファンTEL050-2018-0954:パラマウントベッド(株)札幌支店TEL011-271-1181

福祉用具の適切な貸与に関する普及啓発事業

報告書

平成 30 年 3 月発行

発行者 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
〒108-0073 東京都港区三田 2-14-7 ローレル三田 404
TEL 03-5418-7700
FAX 03-5418-2111

本事業は、平成 29 年度老人保健事業推進費等補助金の助成を受け行ったものです。

